

【地震・津波対策編】

第VI編 地震・津波災害応急対策計画

# 第Ⅵ編 地震・津波災害応急対策計画

## 第1章 活動体制の確立

### 第1節 災害対策本部等の組織計画

災害対策本部等の組織計画

□総括班

#### 【基本方針】

阪神淡路大震災並びに東日本大震災を例として、地震・津波災害は突然襲ってくるため、一般災害の対策とは異なり災害対策の初動体制が立ち上げにくい特徴がある。我が国の地震には、局所的ではあるが、猛烈な地震動を伴う内陸直下型地震と、長時間にわたる大きな横揺れや津波を伴った海洋型地震とに大別され、前者では構造物倒壊や土砂崩れ等が、後者では中高層建築物の基礎損壊や津波による広域での浸水災害等が代表的な被災例として挙げられる。また、軟弱な沖積地盤に生活圏を置くことが多い我が国では、地震による地盤の液状化に伴った家屋被害も多数報告されている。

こうした大規模地震・津波発生時には、特に発災直後において防災関係機関が緊密な連携のもと、的確な初動対応を行うことが極めて重要であり、災害対策本部等の施設や要員の被災も予想される中で、災害応急活動体制を速やかに整える必要がある。

このため、福岡管区气象台が発表する地震・津波に関する情報及び国や県から伝達される緊急地震速報や震度情報等により、一定規模以上の地震・津波が発生した場合には、市は一般災害対策：第Ⅲ編に定めるほか、以下により迅速かつ的確に災害応急活動実施体制を敷き、職員の動員配備を行う。

#### 1. 災害対策本部の組織

災害対策本部には本部長、副本部長のもとに班長、班員を配備し、消防本部・消防団、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら災害応急対策を実施する。

災害対策本部長は市長をもって充て、災害対策本部の事務を総括し、各部署の職員を指揮監督する。また、災害対策副本部長は副市長をもって充て、災害対策本部長を助け、本部長が不在または連絡不能の場合には、その職務を代理する。災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

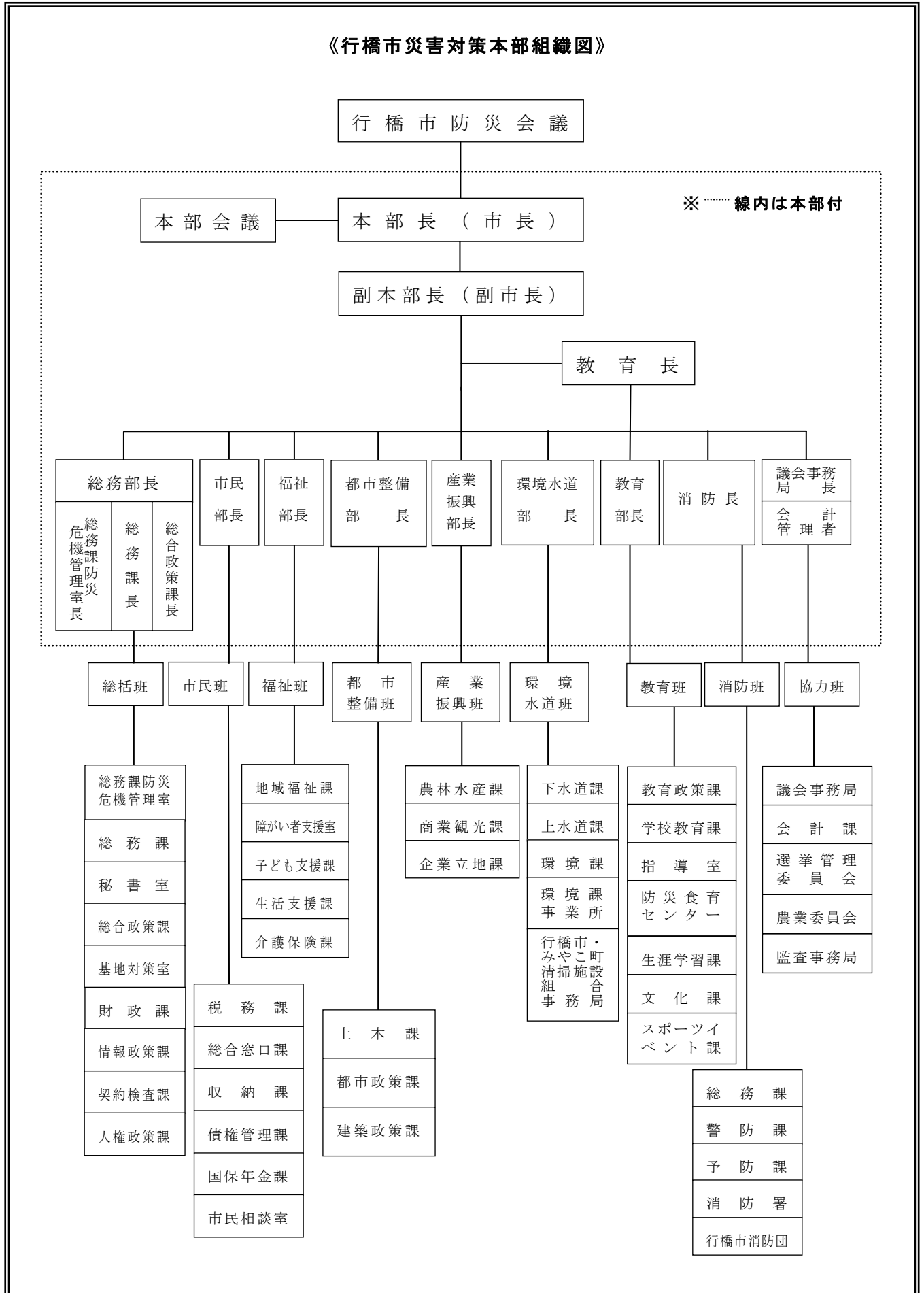
災害対策本部には以下に示す対策班を置くこととするが、本部長が必要と認めるときはこれ以外の班を置くことができる。

- 1) 総括班（総括・広報・秘書・情報・財政・避難所担当）

【第VI編 地震・津波災害応急対策計画】  
第1章 第1節 災害対策本部等の組織計画

- 2) 市民班
- 3) 福祉班
- 4) 都市整備班
- 5) 産業振興班
- 6) 環境水道班
- 7) 教育班
- 8) 消防班
- 9) 協力班

《行橋市災害対策本部組織図》



## 2. 設置及び閉鎖基準

### (1) 災害警戒本部の設置

#### 1) 警戒体制発令

次の場合で、災害対策本部の設置までには至らないと判断される時は、総務部長の判断において災害対策本部に準じた災害警戒本部を設置し事態の対処にあたる。  
なお、その旨を市長・副市長に報告する。

- ア. 市域で震度4以上の地震が観測され、または津波に関する注意報が発表されたとき。また、軽微な災害が発生あるいは今後の地震活動の見通しなどにより発生が予想されるとき。
- イ. 市域または市に隣接する地域で地震や津波に伴った大規模事故や火災等が発生し、その被害が住民生活に支障を及ぼす可能性が大きくなると予想されるとき。

#### 2) 配備体制

災害警戒本部の配備は第1警戒体制・第2警戒体制に分けて行うが、その体制は本編第1章第2節「動員配備計画」に準ずることとする。

#### 3) 災害対策本部への移行

市内の被害状況等から、災害応急活動が必要と判断される場合は速やかに市長にその旨を報告し、災害対策本部に移行しうる体制をとる。

### (2) 災害対策本部の設置

- 1) 災害対策本部は市長の判断において設置し、市長が災害対策本部長に就任する。
- 2) 災害対策本部の配備は第1配備体制・第2配備体制に分けて行うが、その体制は本編第1章第2節「動員配備計画」に準ずることとする。

### (3) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準等

《災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準等》		
	災害警戒本部設置基準	災害対策本部設置基準
設置者	総務部長	市長
動員配備	第1・第2警戒体制	第1・第2配備
設置基準	震度4以上の地震が観測され、または津波注意報あるいは警報が発せられた場合で、情報収集伝達等の初動対応を行う必要があると認められるとき。	震度5強以上の地震が観測され、または津波警報が発せられた場合で、救助その他の対策が必要と認められるとき。

### (4) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置場所

災害警戒本部及び災害対策本部の設置場所は、行橋市庁舎内とする。

なお、本庁舎が大きく被災し、災害対策本部の設置または災害応急対策活動が困難と判断される場合には、情報通信機能を優先して消防本部を災害対策本部の代替設置場所とする。この場合において、市は災害応急対策活動と並行して市が管理する施設に対して災害対策本部としての使用可否等について、直ちに調査し、速やかに災害対策本部の代替施設として確保する等して、災害対策拠点を確立する。

(5) 災害警戒本部及び災害対策本部の閉鎖基準

《 災害警戒本部及び災害対策本部の閉鎖基準 》

次の状況を基準として、設置者が閉鎖する。

- a. 予想された災害の危険が解消したと認められたとき
- b. 災害の応急対策が完了したと認められたとき

(6) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置または閉鎖の通知

本部長は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置または閉鎖したときは、速やかに関係機関に通知及び報告する。

3. 事務分掌

部名	班	課名	分掌事務
総務部	<b>総括班</b>  [班長] 総務部長 [副班長] 総務課防災 危機管理室長 総務課長 秘書室長 総合政策課長 総合政策課 基地対策室長 財政課長 情報政策課長 契約検査課長 人権政策課長	総務課防災 危機管理室 総務課 人権政策課 避難所担当者 (全課より)	(総括) 1 本部会議連絡調整に関する事 2 防災会議、県、その他関係機関との連絡に関する事 3 災害応急対策について必要な指示に関する事 4 災害応急対策資材の購入、集配、管理に関する事 5 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力要請に関する事 と 6 災害救助活動の実施推進調整に関する事 7 本部の設置または閉鎖に関する事 8 本部の庶務に関する事 9 要員確保に関する事 10 各班の動員に関する事 11 班内外の連絡調整に関する事 12 災害に関わる気象情報の収集に関する事 13 避難所の開設及び運営に関する事 14 避難勧告、指示伝達に関する事 15 自主防災組織に関する事 16 無線通信に関する事 17 災害時の渉外に関する事 18 ヘリポートの設置に関する事 19 職員の安全衛生に関する事 20 災害関係文書の浄書、受理及び発送に関する事 21 り災証明に関する事 22 防災功労者の表彰に関する事 23 災害従事職員の公務災害に関する事 24 災害従事市民の災害に関する事 25 他班の所管に属しないこと
		秘書室 総合政策課 総合政策課 基地対策室 情報政策課	(広報) 1 報道機関との連絡調整に関する事 2 住民への広報活動に関する事 3 災害相談窓口に関する事 (秘書) 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 (情報・校区対応) 1 被害情報の収集及び連絡に関する事 2 災害調査結果(写真含む)の収集及び記録のとりまとめに関する事 3 分担校区内災害の予防・警戒に関する事 4 地元住民等の協力活動のための連絡調整に関する事 5 各班との通信連絡に関する事
		財政課 契約検査課	(財政) 1 災害対策に即応する財政措置に関する事 2 必要車両等の確保及び緊急通行車両の運用に関する事 と 3 庁用自動車の配車に関する事 4 庁内の電気及び電話に関する事 5 庁舎並びにその構内の取締り及び庁舎建築物被害の調査並びに復旧対策に関する事

部名	班	課名	分掌事務
市民部	<b>市民班</b> 〔班長〕 市民部長 〔副班長〕 税務課長 総合窓口課長 総合窓口課 市民相談室長 収納課長 債権管理課長 国保年金課長	税務課 総合窓口課 総合窓口課 市民相談室 収納課 債権管理課 国保年金課	1 災害用諸物資の輸送に関する事 2 応急対策資材の輸送に関する事 3 班員及びその他応急要員の輸送に関する事 4 災害応急作業に関する事 5 庁外活動の応援に関する事 6 災害による税の猶予及び減免に関する事 7 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関する事 8 所管施設・設備の災害予防及び応急対策・復旧に関する事 9 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録に関する事 10 各区長との連絡調整に関する事 11 班内の連絡調整に関する事
福祉部	<b>福祉班</b> 〔班長〕 福祉部長 〔副班長〕 地域福祉課長 地域福祉課 障がい者支援室長 子ども支援課長 生活支援課長 介護保険課長	地域福祉課 地域福祉課 障がい者支援室 子ども支援課 生活支援課 介護保険課	1 避難所の収容及び医療、助産の措置に関する事 2 避難行動要支援者の避難等に関する事 3 災害救助法の申請手続等に関する事 4 災害救助物資の配分計画、保管並びに出納に関する事 5 医薬品、衛生材料の調達及び配分に関する事 6 ボランティアに関する事 7 遺体の処理に関する事 8 所管施設・設備の災害予防及び応急対策・復旧に関する事 9 り災者の生活支援に関する事 10 り災労働者の福祉対策に関する事 11 災害義捐金品・見舞金品等に関する事 12 保育所の管理及び保育児の保護に関する事 13 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録、報告に関する事 14 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関する事 15 班内の連絡調整に関する事
都市整備部	<b>都市整備班</b> 〔班長〕 都市整備部長 〔副班長〕 土木課長 都市政策課長 建築政策課長	土木課 都市政策課 建築政策課	1 所管施設・設備の災害予防及び応急対策・復旧に関する事 2 災害時における交通対策に関する事 3 災害廃棄物・障害物の除去に関する事 4 災害時の住居対策に関する事 5 市営住宅の応急修理に関する事 6 避難所の設営に関する事 7 水防活動に関する事 8 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録に関する事 9 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関する事 10 班内の連絡調整に関する事



【第VI編 地震・津波災害応急対策計画】  
第1章 第1節 災害対策本部等の組織計画

部名	班	課名	分掌事務
産業振興部	<b>産業振興班</b> [班長] 産業振興部長 [副班長] 農林水産課長 商業観光課長 企業立地課長	農林水産課 商業観光課 企業立地課	1 所管施設・設備の災害予防及び応急対策・復旧に関すること 2 り災者、職員及び防災作業協力員の食糧調達に関すること 3 炊き出しに関すること 4 農作物、林産物及び水産被害に関すること 5 農林作物の病害虫及び家畜伝染病の防疫に関すること 6 林野火災の防災対策に関すること 7 商工観光被害に関すること 8 り災に伴う中小企業の財政援助に関すること 9 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録に関すること 10 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関すること 11 班内の連絡調整に関すること
環境水道部	<b>環境水道班</b> [班長] 環境水道部長 [副班長] 下水道課長 上水道課長 環境課長 環境課事業所長 行橋市・みやこ町清掃施設組合事務局長	下水道課 上水道課 環境課 環境課事業所 行橋市・みやこ町清掃施設組合事務局	1 都市下水路ポンプ施設の運転操作に関すること 2 飲料水の確保及び給水に関すること 3 その他、水道に関すること 4 災害時における公害対策に関すること 5 災害時の環境衛生に関すること 6 災害時の防疫に関すること 7 災害時におけるし尿及びびん・茶処理に関すること 8 仮設トイレの設置に関すること 9 遺体・遺骸の埋葬に関すること 10 愛玩動物の保護に関すること 11 所管施設・設備の災害予防及び応急対策・復旧に関すること 12 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録に関すること 13 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関すること 14 班内の連絡調整に関すること
教育部	<b>教育班</b> [班長] 教育部長 [副班長] 教育政策課長 学校教育課長 学校教育課指導室長 行橋市防災食育センター長 生涯学習課長 文化課長 スポーツイベント課長	教育政策課 学校教育課 学校教育課指導室 行橋市防災食育センター 生涯学習課 文化課 スポーツイベント課	1 所管施設・設備の災害予防及び応急対策・復旧に関すること 2 学校における児童・生徒等の避難に関すること 3 学校における応急教育の方法に関すること 4 学校における教科書、教材の確保に関すること 5 学校における教職員の動員に関すること 6 文教施設における避難所の開設及び運営の応援に関すること 7 防災食育センターにおける炊き出しに関すること 8 体育及び社会教育諸団体との連絡に関すること 9 班内の連絡調整に関すること 10 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録に関すること 11 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関すること

部名	班	課名	分掌事務
消 防 部 消 本	消防班 〔班長〕 消防長 〔副班長〕 消防次長 総務課長 警防課長 予防課長 消防署長 消防団長	総務課 警防課 予防課 消防署 消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火に関すること</li> <li>2 消防団との連絡に関すること</li> <li>3 災害による応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること</li> <li>4 災害時における危険物の取扱いに関すること</li> <li>5 救出、救急及び行方不明者の捜索業務に関すること</li> <li>6 市民班の応援に関すること</li> <li>7 住民の避難誘導に関すること</li> <li>8 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録に関すること</li> <li>9 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関すること</li> <li>10 班内の連絡調整に関すること</li> </ol>
協力部	協力班 〔班長〕 議会事務局長 〔副班長〕 会計管理者 会計課長 議会事務局次長 選挙管理委員会 事務局長 農業委員会 事務局長 監査事務局長	議会事務局 会計課 選挙管理委員会 農業委員会 監査事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における議会関係緊急対策に関すること</li> <li>2 緊急を要する他班への応援協力に関すること</li> </ol>

## 第2節 動員配備計画

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>動員配備計画</span> <span>□総括班</span> </div>
--

### 1. 防災配備の種類

災害対策本部長あるいは総務部長は、災害の状況に応じて災害警戒本部や災害対策本部の体制配備規模を決定し指示する。

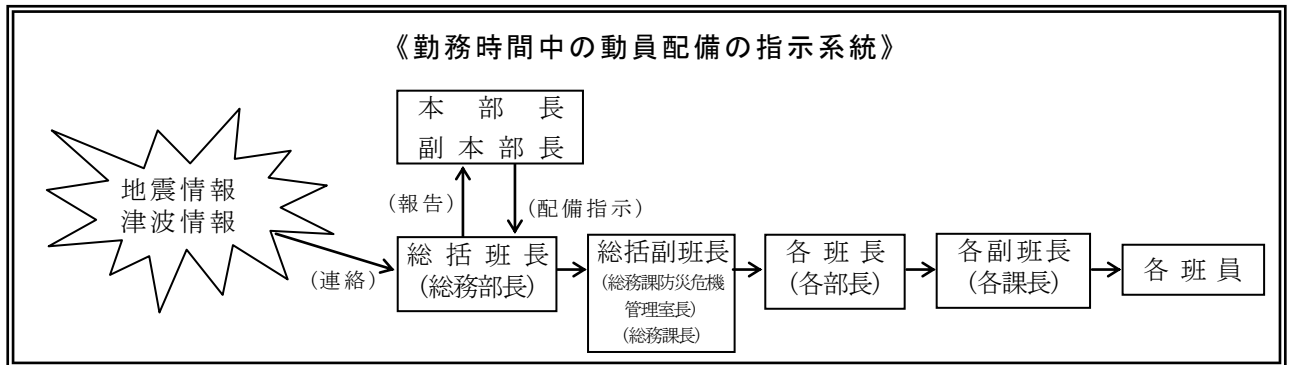
《災害警戒本部及び災害対策本部の配備種類》		
体制区分	防災指令	発令時期
災害警戒本部	第1警戒体制	市内で震度4の地震が観測され、または津波注意報が発せられた場合で、比較的軽微な災害が発生し、または発生するおそれがあるが、災害対策本部設置までに至らないとき。
	第2警戒体制	市内で震度5弱の地震が観測され、または津波警報が発せられた場合で、比較的軽微な災害が発生し、または発生するおそれがあるが、災害対策本部設置までに至らないとき。
災害対策本部	第1配備	市内で震度5強の地震が観測され、または大津波警報が発せられた場合で、局地的災害が発生したとき、またはそのおそれがあるとき。
	第2配備	市内で震度6弱以上の地震が観測され、または大津波警報が発せられた場合で災害救助法が適用される災害、またはこれに準ずる災害が発生したとき、あるいはそのおそれがあるとき。

### 2. 動員要領

(1) 平常執務時の伝達系統及び方法

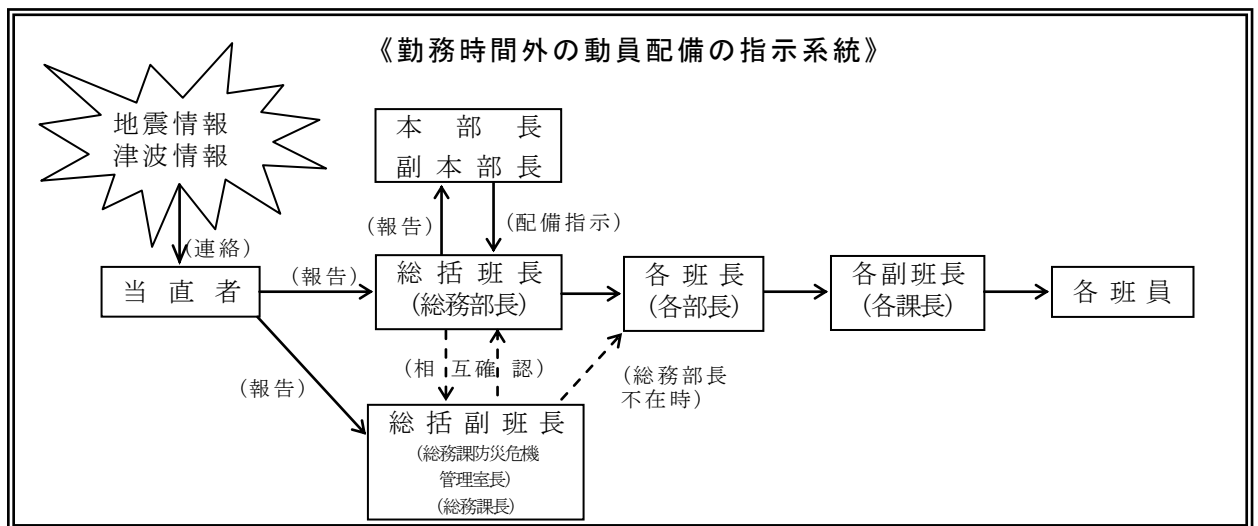
- 1) 総括副班長(総務課防災危機管理室長及び総務課長)は、災害対策本部(災害警戒本部)が設置された場合、本部長(災害警戒本部については総務部長)の指示により、各班長(各部長)に対し配備体制を指令するものとする。
- 2) 各班長(各部長)は、指示された配備の規模の範囲内において、直ちに各副班長(各課長)を通じて職員の配備を行う。
- 3) 配備職員は常に所在を明らかにし、災害の発生が予想される事態または災害の発生を知った時は直ちに登庁し、または副班長に連絡してその指示を受けなければならない。
- 4) 各班長(各部長)は、職員の配備を完了したときは、速やかに総括副班長(総務課防災危機管理室長及び総務課長)に報告するものとする。
- 5) 災害時の回線輻輳を考慮して、市長・副市長・総務部長・総務課防災危機管理室長・総務課長は災害優先携帯電話または衛星携帯電話を、各部長は防災用携帯電話を

今後整備・利用して情報伝達を行うこととする。



(2) 勤務時間外における動員

- 1) 勤務時間外における職員の動員のための連絡通知は、電話または使送のうち最も早い方法による。
- 2) 当直者は、次に掲げる情報を察知したときは、総括班長または総括副班長に連絡する。連絡を受けた総括班長または総括副班長は市長及び副市長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて各班長に連絡するものとする。
  - ア. 災害発生のおそれのある気象情報が関係機関から通報され、または自ら覚知し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
  - イ. 災害が発生し、緊急に必要な措置を実施する必要があるとき。
  - ウ. 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。



(3) 職員の自主参集

- 1) 職員は、常に地震関連情報等に留意しておき、地震発生や津波予警報の発表または災害対策本部の設置を知ったとき、あるいは被害の発生が予想される場合には、配備体制の命令を待たずに自ら登庁し、あるいは上司に連絡してその指示を受けなければならない。
- 2) 職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。なお、本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、原則として最寄りの指定避難所に自主集合し、避難所担当職員にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

### 3. 配備体制

(1) 動員配備各配備体制における人員は以下のとおりとする。なお、災害状況に応じて人員増加を行う。

《動員配備表》

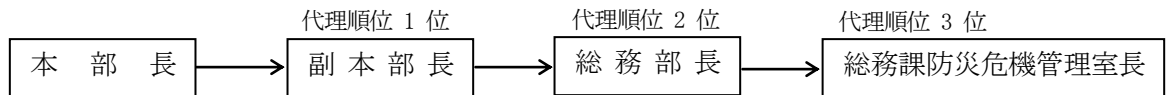
部 名	班 名	災害警戒本部		災害対策本部	
		第1体制	第2体制	第1配備	第2配備
総務部	総括班	14+※	28+※	44+※	全員
	総括担当	9	15+※	全員	〃
	広報担当	1+※	3	〃	〃
	秘書担当	1+※	2	2	〃
	情報担当	3+※	6+※	全員	〃
	財政担当	※	2+※	7+※	〃
	避難所担当	※	※	※	〃
市民部	市民班	2+※	7+※	17+※	〃
福祉部	福祉班	2+※	5+※	15+※	〃
都市整備部	都市整備班	2+※	5+※	21+※	〃
産業振興部	産業振興班	2+※	4+※	17+※	〃
環境水道部	環境水道班	2+※	5+※	15+※	〃
教育部	教育班	2+※	6+※	16+※	〃
消防部	消防班	5+※	10+※	15+※	〃
協力部	協力班	2+※	7+※	17+※	〃
合 計		33+※	77+※	177+※	全員

※については、必要に応じて配備

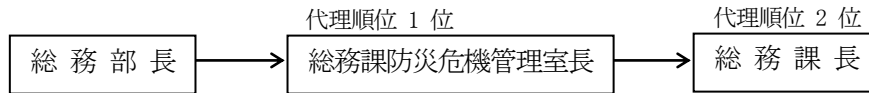
(2) 意思決定権者(本部長職務)代理順位

- 1) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置後、自衛隊災害派遣要請依頼等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在または連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合、代理で意思決定を行った者は、事後速やかに所定の決定権者にこれを報告しその承認を得る。

7. 災害対策本部の場合



4. 災害警戒本部の場合



なお、その他の災害対策本部員の代理順位は下記に示すとおりである。

役職名	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
副市長	総務部長	総務課防災危機管理室長	総務課長
教育長	教育部長	教育政策課長	学校教育課長
市民部長	税務課長	総合窓口課長	収納課長
福祉部長	地域福祉課長	子ども支援課長	生活支援課長
都市整備部長	土木課長	都市政策課長	建築政策課長
産業振興部長	農林水産課長	商業観光課長	企業立地課長
環境水道部長	下水道課長	上水道課長	環境課長
会計管理者	会計課長	会計係長	—
議会事務局長	議会事務局次長	議会事務局庶務係長	議会事務局議事係長
教育部長	教育政策課長	学校教育課長	生涯学習課長
消防長	消防次長	消防署長	警防課長
総務課防災危機管理室長	総務課防災危機管理室 防災係長	—	—
総務課長	総務課総務係長	総務課職員係長	—
総合政策課長	総合政策課 企画係長	—	—

2) 本市に激甚な災害が発生またはそのおそれがあると認められる場合は、“**総括班**(総括担当)”は、市長に対して次の必要事項を報告し、災害対策本部を設置する。

a. 本部員等の所在の確認
b. 災害の概要、その時点で把握された被害状況、被害予測、対応状況
c. 災害対策本部の設置
d. 登庁方法の確認
e. その他必要な事項

3) 上記の場合において市長と連絡が取れない場合、不在の場合、または事故がある場合は、市長の職務を代理すべき者に対して市長の場合に準じて報告し、災害対策本部を設置する。その場合の順位は、意思決定権者代理順位による。

4) 本部長の職務代理者は、市長との連絡が取れた場合、または市長が登庁した場合は、直ちにこれまでとった措置を報告し、市長の指示を仰ぎ、または職務を引き継ぐ。

(3) 職員の状況把握及び業務

1) 職員が登庁した場合は、その氏名及び配属班を各班の副班長に報告し、班長がとりまとめて“総括副班長(総務課防災危機管理室長及び総務課長)”に報告する。

2) 各班を統括する者は、職員の登庁状況について“総括副班長(総務課防災危機管理室長及び総務課長)”に定期的に報告する。

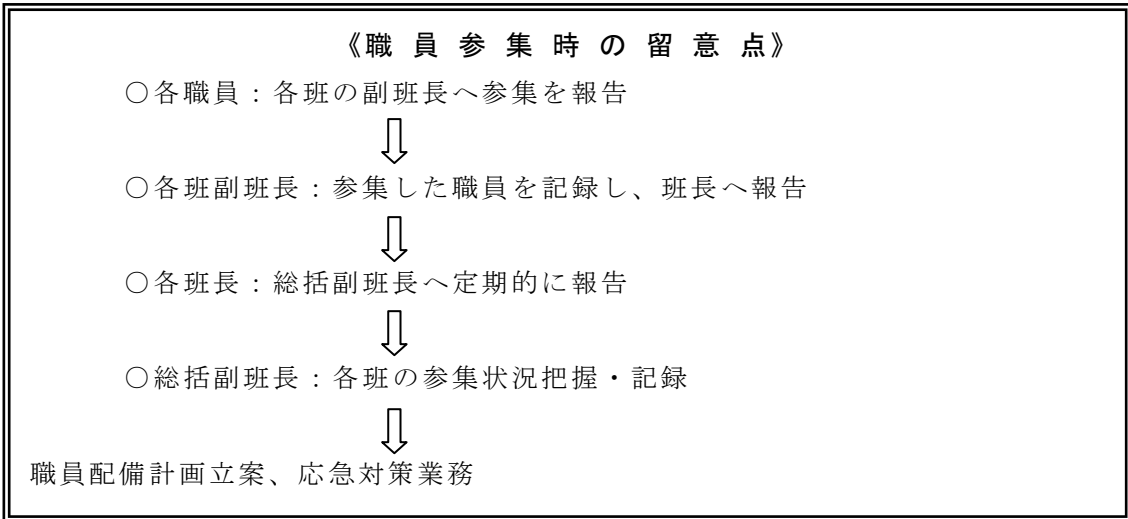
3) “総括副班長(総務課防災危機管理室長及び総務課長)”は、災害対策本部員の登庁状況を把握・記録し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。

4) “総括副班長(総務課防災危機管理室長及び総務課長)”は、各班の職員の登庁状況を勘案し配備計画を立案する。

(4) 情報の収集について

1) 職員は、自主集合途中で出来る限り被害状況を把握し、速やかに登庁するとともに、所属する班長に報告する。また、各部はその被害状況をとりまとめ、“総括班(情報担当)”に報告する。

2) “総括班及び消防班”は、情報収集(消防無線等による情報伝達)に努める。



**4. 避難所担当職員の配備** 【資料編\*Ⅲ.1.1】

本庁に災害警戒本部及び災害対策本部が設置された場合、各校区の指定避難所(公民館等)に資料編に示す避難所担当職員を配置する。

(1) 平常執務時の伝達系統及び方法

1) 総括副班長(総務課防災危機管理室長及び総務課長)は、災害警戒本部及び災害対策本部が設置された場合、本部長の指示により、各責任者に対し配備体制を指令するものとする。

\*資料Ⅲ.1.1「避難所担当職員名簿」

- 2) 各責任者は、指示された配備に応じて職員の配備を行う。
  - 3) 各責任者は、職員の配備を完了したときは、速やかに総括副班長に報告するものとする。
- (2) 勤務時間外における動員
- 1) 勤務時間外における避難所担当職員への連絡通知は、電話または使送のうち最も早い方法による。なお、連絡系統は上記の平常執務時に準ずる。
  - 2) 避難所担当職員は、常に災害関連情報等に留意しておき、災害発生または災害対策本部の設置を知ったとき、あるいは被害の発生が予想される場合には、配備体制の命令を待たずに自ら担当避難所に出動し、あるいは避難所責任者に連絡してその指示を受けなければならない。
  - 3) 避難所担当以外の職員に関しても、本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、原則として最寄りの指定避難所に自主集合し、避難所担当職員にその旨を報告し、指示を仰ぐ。
- (3) 避難所担当職員の業務
- 1) 各避難所の責任者は、参集した職員を把握するとともに、“**総務班**(総括担当)”へ報告する。
  - 2) 職員は集合途中にできる限り被害状況を把握し、各避難所責任者へ報告する。各責任者は、被害状況を集約し“**総務班**(情報担当)”へ報告する。
  - 3) 各避難所担当職員は、災害対策本部総括班の指示に基づき、施設職員や消防団等と協力して避難所を開設するとともに、避難勧告あるいは避難指示対象地区に居住する住民への情報伝達や避難誘導にあたる。
  - 4) 住民への避難情報等の伝達や避難誘導にあたっては、特に高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に配慮するものとする。
  - 5) 自主避難者も含め、避難所に収容した住民の名簿を作成するとともに、“**総務班**(情報担当)”へ報告する。
  - 6) 避難住民及び在宅被災者に、水や食糧等の緊急支援物資を必要に応じ支給する。  
なお、避難所の開設や運営等の詳細に関しては、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第4節「避難計画」に準ずる。



### 第3節 自衛隊の災害派遣要請



【基本方針】

市長は、地震・津波の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに県知事に自衛隊の派遣要請依頼を行う。ただし、そのいとまがないときは、直接自衛隊に通知するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を報告する。

自衛隊の災害派遣に関する要請基準や要領等については、一般災害対策：第III編第1章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

### 第4節 災害救助法等の適用



【基本方針】

災害救助法は、市が実施する「り災者」に対する救援活動・措置を主に費用面でも援助するためのものである。災害救助法は要件を満たせば災害発生時に遡って適用されることになるが、被災市町村にとっては実際に適用されることが判明するまでは費用的な心配から思い切った対策が実施できないことも懸念される。そのため、災害救助法の適用については、同法、同法施行令及び福岡県災害救助法施行細則等の定めるところにより速やかに所定の手続きを行うこととする。

なお、特に大規模な地震・津波災害時には、広域的な被害が同時多発的に発生することが予想され、被害状況が迅速かつ正確に把握できないことが阪神淡路大震災や東日本大震災の災害教訓として得られている。

このため、市は被害の全体像を迅速に把握できるように、平常時から情報収集並びに連絡体制の確立に努め、より効果的な災害救助法の運用に努める。

災害救助法の適用基準や要領等については、一般災害対策：第III編第1章第5節「災害救助法適用計画」に準ずる。

## 第5節 応援要請

応援要請

□総括班 □消防班

### 【基本方針】

大規模災害発生時においては、その被害の状況によっては、市単独では十分な応急対策活動が実施できないことが想定されるため、平常時から関係機関と十分に協議し、こうした災害時にあたっては速やかに広域応援等を要請し、応急対策活動が迅速、的確に実施できる応援協力体制を整えておくものとする。また、同時に他市町村からの応援要請を受けた場合には、速やかに応援活動を実施するよう努めるものとする。

県や他市町村、防災関係機関等への応援要請の内容や要領等については、本節に定めるほか、一般災害対策：第Ⅲ編第1章第4節「応援要請計画」に準ずる。

### 《国の現地対策本部（非常災害または緊急災害現地対策本部）の受け入れ》

地震・津波等の大規模災害時においては、国との連携は、被災地の状況の的確な把握や被災地の実情に合わせた迅速な災害応急対策等で重要なものであるため、本市に国の現地対策本部が設置される場合、県と共同してその受け入れに協力する。

#### 【主な協力内容】

- a. 現地対策本部受け入れ
- b. 現地対策本部執務室、電話機の確保
- c. 現地対策本部の活動に必要な最低限の備品
- d. 現地対策本部の活動に必要な最低限の端末機

※国の現地対策本部は、県の要請に基づいて設置されるものではなく、国が状況に応じて設置判断を行うものである。

## 第6節 要員の確保

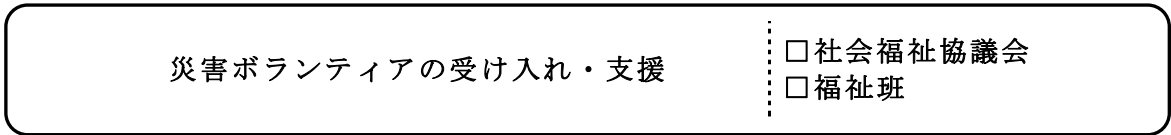


### 【基本方針】

大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するにあたって、災害対策本部員等の動員のみでは労力的に不足するとき、及び特殊な作業のため技術的な労力が必要なときのために、平常時から関係機関と連携しつつ必要な労働者を把握し、要請があり次第速やかな対応ができる体制づくりに努める。

応急災害対策の実施に必要な要員の確保に関する手段等については、一般災害対策：第III編第1章第6節「要員確保計画」に準ずる。

## 第7節 災害ボランティアの受け入れ・支援



### 【基本方針】

東日本大震災では広域かつ大規模な災害発生により、自助、共助、公助の防災連携機能が一時的にマヒした。そのような混乱期に各地から自主的に支援に参集したボランティアの活動は、被災により疲弊した地域の復旧・復興の大きな後押しとなった。このように大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市の防災関係機関の職員だけでは、十分対応しきれないことも予想される。このような場合、様々な災害応急対策の的確な実施を図るため、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、市は国、県や社会福祉協議会、福岡県災害ボランティア連絡会等、関係団体との連携・協力のもと、ボランティアの受け入れ体制の整備などボランティアの活動環境の整備に努め、またボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援する。

災害ボランティアの受け入れ窓口や活動支援等については、一般災害対策：第III編第1章第7節「災害ボランティア受け入れ・支援計画」に準ずる。

## 第2章 地震・津波災害応急対策活動

### 第1節 地震情報や津波予報等の伝達、津波への対処

第1項	地震及び津波に関する情報の発表及び伝達	<input type="checkbox"/> 総括班
第2項	津波予報等の伝達系統	<input type="checkbox"/> 総括班
第3項	津波に対する措置	<input type="checkbox"/> 総括班

#### 【基本方針】

地震や津波が発生した場合、地震情報や津波予報、津波情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況、津波の到達予想範囲や規模並びに到達予想時間等）の早期把握は、防災関係機関が効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、地震情報や津波予報等の情報把握及び伝達を迅速・確実に実施する。

#### 第1項 地震及び津波に関する情報の発表及び伝達

##### 1. 地震及び津波に関する情報の内容

地震及び津波に関する情報とは、九州・山口県内の有感地震、津波が予想される地震、局地的に群発する地震（火山性地震含む）並びに南海トラフの巨大地震（東海・東南海・南海地震）などの大地震が発生したときに福岡管区気象台から発表されるもので、その種類は次のとおりである。

(1) 地震・津波に関する情報の内容

《地震・津波に関する情報の内容》		
情報の種別	情報の内容	備考
震度速報	○震度3以上 ○地震発生時刻	九州・山口県内35地域にて、大きな地震が発生したときに防災のための立ち上がり情報として発表。 地震発生後約1分30秒で地震の揺れの発現事項を速報として発表。 テレビ、ラジオ等でも速報。
震源に関する情報	○震度3以上 ○地震発生時刻 ○地震発生場所(震源) ○規模(マグニチュード) ※津波警報・注意報を発表した場合は発表しない	地震発生から2～5分程度で発表される。 「津波の心配なし」、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」等の情報が付加される。 大きな揺れ(震度3以上)があるが、津波による被害の心配はないときに、防災機関の防災対応(即時対応)に資するための情報として発表。
震源・震度に関する情報	○震度3以上の地域名と市町村名 ○地震発生場所(震源) ○規模(マグニチュード)  ※以下のいずれかを満たした場合に発表される ○震度3以上 ○津波警報または津波注意報 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震発生から5～10分程度で発表。  震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。
各地の震度に関する情報	○地震発生時刻 ○震度1以上を観測した地点 ○地震発生場所(震源) ○規模(マグニチュード)	震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	○国外での地震規模(マグニチュード)がM7.0以上の地震 ○都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で、規模の大きな地震を観測した場合	地震発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を、概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関し、記述して発表。
その他の情報	○顕著な地震の震源要素を更新した場合 ○地震が多発した場合	顕著な地震の震源要素更新のお知らせについて発表。 地震が多発した場合の震度1以上を観測した回数情報等を発表。
推計震度分布図	○震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方毎に推計した震度(震度4以上)を分布図として発表。

(2) 津波警報・注意報等に関する情報

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁から地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に、次のような津波に関する情報が発表される。

警報・注意報の分類	津波の高さの予想区分	沿岸で観測された津波の高さの発表内容		発表する津波の高さ	
		第1波	最大波	数値表現	定性的表現
大津波警報	10 m < 予想高さ	・ 到達時刻 ・ 押し引き	観測値 > 1 m (基準に満たない場合には「観測中」で発表)	10 m 超	巨大
	5 m < 予想高さ ≤ 10 m			10 m	
	3 m < 予想高さ ≤ 5 m			5 m	
津波警報	1 m < 予想高さ ≤ 3 m	・ 到達時刻 ・ 押し引き	観測値 > 0.2 m (基準に満たない場合には「観測中」で発表)	3 m	高い
津波注意報	0.2 m < 予想高さ ≤ 1 m			すべて数値で発表 (ごく小さい場合は「微弱」)	1 m

※気象庁ホームページ「津波警報の改善について」

発表中の警報・注意報	沿岸の推定値を数値で発表する基準	沖合の観測値及び沿岸の推定値の表現	
		沿岸の推定値が基準に達した場合	沿岸の推定値が基準に満たない場合
大津波警報	3 m < 沿岸の推定値	沖合の観測値、沿岸の推定値とも数値で発表	沖合の観測値は「観測中」、沿岸の推定値は「推定中」で発表
津波警報	1 m < 沿岸の推定値		
津波注意報	すべて数値で発表	沖合の観測値、沿岸の推定値とも数値で発表	

種類	内容
津波到達予想時刻。予想される津波の高さに関する情報	各津波予想区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さが発表される。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻が発表される。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さが発表される。

【第VI編 地震・津波災害応急対策計画】

第2章 第1節 地震情報や津波予報等の伝達、津波への対処

《津波予想の種類》

発表される場合	内 容
(1) 津波が予想されないとき	「津波の心配なし」の旨を地震情報に含めて発表
(2) 0.2 m未満の海面変動が予想されるとき	「高いところでも0.2 m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない」旨を発表
(3) 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 気象庁の震度階級解説表

《人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況》			
震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気づく人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れ、固定していない家具が移動することがある、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据つけが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。



《木造建物（住宅）の状況》

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れまたは亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。  
耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、工法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

《鉄筋コンクリート造建物の状況》

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

《地盤・斜面等の状況》

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

- (※1) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- (※2) 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- (※3) 大規模な地すべりや山体の崩壊等が溪岸部にて発生した場合、地形状況や流水状況によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

《ライフライン・インフラ等への影響》

ライフライン障害	状 況
ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では、震度5弱程度以上の揺れで自動遮断装置が作動し、ガス供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※1。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水や停電が発生することがある※1。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで安全確認のため、運転見合わせ、速度規制や通行規制が各事業者の判断により行われる（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる）。
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺地域においては、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せ等が増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により通信制限やその代替となる災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などのサービス提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

（※1）震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域でガス、水道、電気の供給が停止することがある。

《大規模構造物への影響》

種 別	状 況
長周期地震動（注1）による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設 の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

（注1）規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 2. 地震情報や津波予報等の発表・伝達

### (1) 県からの情報伝達

福岡管区気象台が発表する前記の地震及び津波に関する情報が下記に該当する場合、県防災行政無線により直ちに市及び消防本部へ伝達されることになっている。

- 1) 地震に関する情報については、県内において震度4以上の地震が観測された場合
- 2) 津波に関する情報については、本県に係る場合
- 3) その他状況に応じ必要と認める場合

### (2) 津波情報の情報文例

**《津波警報・注意報》**

**大津波警報・津波警報・津波注意報**  
平成23年 3月11日14時49分 気象庁発表

\*\*\*\*\* 見出し \*\*\*\*\*  
**東日本大震災クラスの津波が来襲します。**  
**ただちに避難してください。**  
**大津波警報・津波警報を発表しました。**  
東北地方太平洋沿岸、北海道太平洋沿岸中部、茨城県、  
千葉県九十九里・外房、伊豆諸島

\*\*\*\*\* 本文 \*\*\*\*\*  
**\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。**  
**大津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。**  
<大津波警報>  
**\$\*岩手県、\$宮城県、\$福島県**

**津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。**  
<津波警報>  
北海道太平洋沿岸中部、青森県太平洋沿岸、茨城県、  
千葉県九十九里・外房、伊豆諸島

**津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。**  
<津波注意報>  
北海道太平洋沿岸東部、北海道太平洋沿岸西部、青森県日本海沿岸、  
千葉県内房、小笠原諸島、相模湾・三浦半島、静岡県、愛知県外海、  
三重県南部、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県、種子島・屋久島地方、  
奄美諸島・トカラ列島

以下の沿岸（上記の\*印で示した沿岸）では**ただ**ちに津波が来襲すると予想されます。  
岩手県

\*\*\*\*\* 解説 \*\*\*\*\*  
<大津波警報>  
**大きな津波が襲い大きな被害が発生します。**  
**沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。**  
**津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。**  
<津波警報>  
**津波による被害が発生します。**  
**沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。**  
**津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。**  
<津波注意報>  
**海の中や海岸付近は危険です。**  
**海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。**  
**潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。**

\*\*\*\*\* 震源要素の速報 \*\*\*\*\*  
[震源、規模]  
きょう11日14時46分頃地震がありました。  
震源地は、三陸沖（北緯38.0度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近）で、震源の深さは約10km、地震の規模（マグニチュード）は**8を超える巨大地震**と推定されます。

《津波情報（到達予想時刻と予想される津波の高さ）》

津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報  
平成23年 3月11日14時49分 気象庁発表

[津波到達予想時刻・予想される津波の高さ]

**\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。**

津波到達予想時刻および予想される津波の高さは次のとおりです。

予報区名 **第1波の到達予想時刻** **予想される津波の最大波の高さ**

<大津波**警報**>

<b>\$</b> 岩手県	津波到達中と推測	<b>巨大</b>
<b>\$</b> 宮城県	11日15時00分	<b>巨大</b>
<b>\$</b> 福島県	11日15時10分	<b>巨大</b>

<津波**警報**>

北海道太平洋沿岸中部	11日15時30分	<b>高い</b>
青森県太平洋沿岸	11日15時30分	<b>高い</b>
茨城県	11日15時30分	<b>高い</b>
千葉県九十九里・外房	11日15時20分	<b>高い</b>
伊豆諸島	11日15時20分	<b>高い</b>

<津波**注意報**>

北海道太平洋沿岸東部	11日15時30分	
------------	-----------	--

**警報が発表された沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。**

**到達予想時刻は、予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりもかなり遅れて津波が襲ってくる場合があります。**

**到達予想時刻から津波が最も高くなるまでに数時間以上かかることがありますので、観測された津波の高さにかかわらず、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。**

これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません

詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照ください

[震源、規模]

きょう11日14時46分頃地震がありました。

震源地は、三陸沖（北緯38.0度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近）で、震源の深さは約10km、地震の規模（マグニチュード）は**8を超える巨大地震**と推定されます。

《津波情報（津波観測に関する情報）》

津波情報（津波観測に関する情報）  
平成23年 3月11日15時01分 気象庁発表

[各地の検潮所で観測した津波の観測値]  
11日15時00分現在の、津波の観測値をお知らせします。  
\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。  
#印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。  
+印は現在潮位が上昇中であることを表します。

むつ市関根浜	第1波到達時刻	# 11日14時48分	押し
	これまでの最大波	#観測中	
宮古	第1波到達時刻	# 11日14時48分	
	これまでの最大波	#観測中	
大船渡	第1波到達時刻	11日14時46分	引き
	これまでの最大波	観測中	
釜石	第1波到達時刻	# 11日14時46分	押し
	これまでの最大波	\$ # 11日14時56分	3.2m+
石巻市鮎川	第1波到達時刻	11日14時46分	押し
	これまでの最大波	観測中	

津波による潮位変化が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあります。  
場所によっては、検潮所で観測した津波の高さより更に大きな津波が到達しているおそれがあります。  
今後、津波の高さは更に高くなることも考えられます。

《津波情報（沖合の津波観測に関する情報）（新設された情報）》

津波情報（沖合の津波観測に関する情報）  
平成23年 3月11日15時14分 気象庁発表

高い津波を沖合で観測しました。  
青森八戸沖、岩手釜石沖、岩手宮古沖、岩手沖90km

[沖合で観測した津波の観測値]  
11日15時10分現在、沖合の観測値は次のとおりです。  
#印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。  
+印は現在潮位が上昇中であることを表します。  
沖合での観測値であり、沿岸では津波はさらに高くなります。

青森八戸沖	第1波観測時刻	11日14時51分	押し
	これまでの最大波	11日14時52分	1.0m
岩手釜石沖	第1波観測時刻	11日14時50分	引き
	これまでの最大波	# 11日15時10分	4.1m

《伝達文例》

警報が発表された沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。到達予想時刻は、予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりもかなり遅れて津波が襲ってくる場合があります。到達予想時刻から津波が最も高くなるまでに数時間以上かかる場合がありますので、観測された津波の高さにかかわらず、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照ください

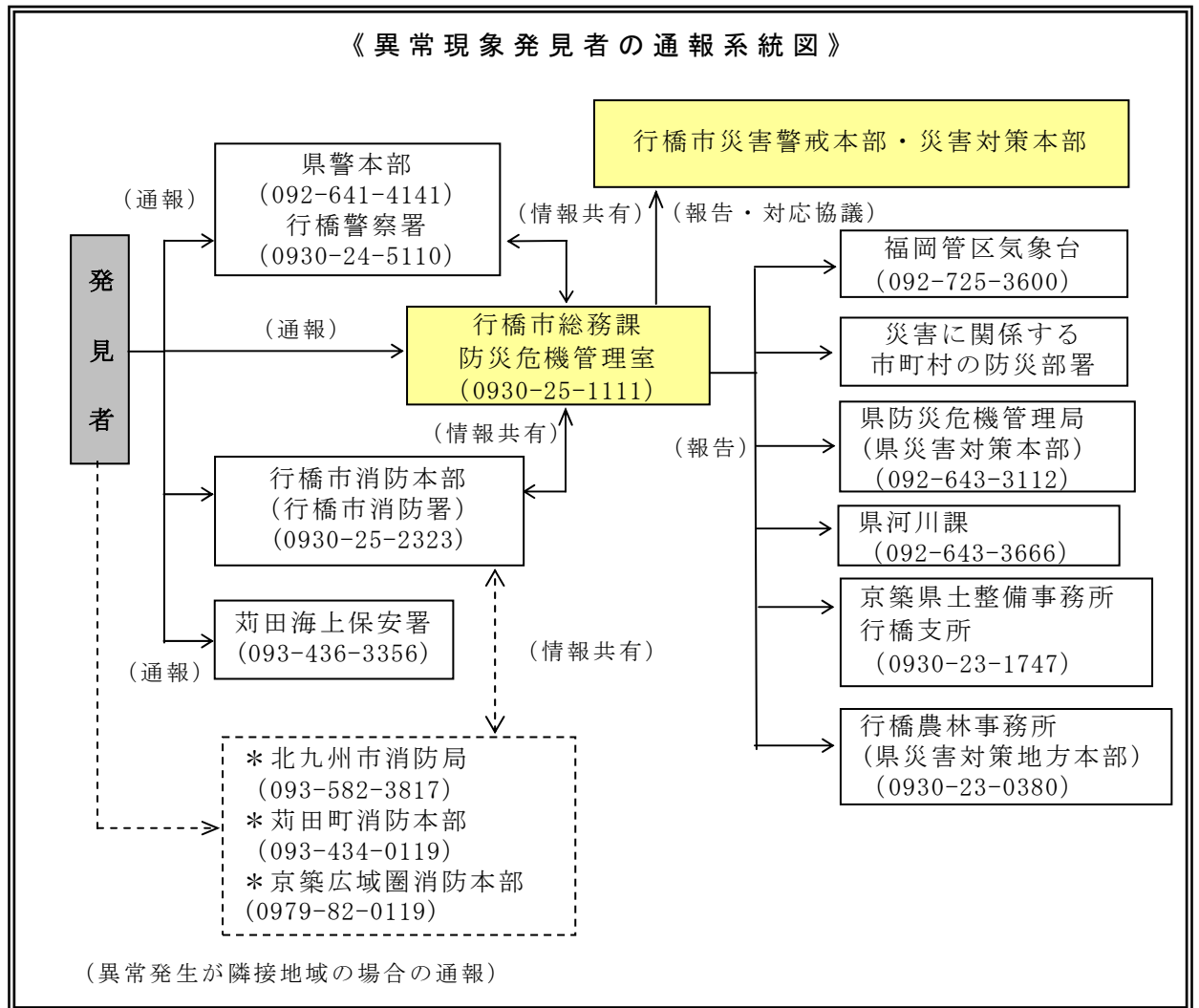
【出典：気象庁ホームページ 津波警報等の情報文の変更の概要】

(3) 消防庁の全国瞬時警報システム（J-Alert）

全国瞬時警報システム（J-Alert）による地震情報は、最大震度 5 弱以上と推定された場合において、地震の発生時刻、震源の推定値、震央の地名、震度 4 以上と推定される地域名について速報を行っている。市は、本システムの積極的な運用と整備推進を図り、同報系防災行政無線を自動起動して住民等に緊急情報として瞬時に伝達する。

3. 異常現象等の通報（基本法第 54 条）

- 1) 地震及び津波に関する異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長または警察官、海上保安官に通報しなければならない。
- 2) 異常な現象等の通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- 3) 異常な現象の通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県（防災危機管理局、京築県土整備事務所行橋支所、行橋農林事務所）その他関係機関に通報しなければならない。
- 4) 異常な現象とはおおむね次に掲げる自然現象をいう。
  - ア. 地震に関する事項：群発地震（数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震）
  - イ. 津波に関する事項：南海トラフによる巨大地震（東海・東南海・南海地震等の海洋型地震）に伴う現象と考えられる異常な潮位現象など
  - ウ. その他に関する事項：通報を要すると判断される上記以外の異常な現象（例えば、地域的な井戸群の枯渇や突然の湧水などの地下水の異常または連続した地割れや陥没などの明らかに広域的な地下の異常に起因すると考えられる地盤の変状等）



#### 4. 市から住民への周知方法

市は地域防災計画に基づき住民に対し、必要と認められる予報・警報だけでなく、予測される事態及びこれに対する取るべき措置の伝達周知を行う。

これらの一般的な周知方法は、次のとおりである。

##### (1) 直接的な方法

- 1) 防災行政無線(同報系)による放送
- 2) 電話・口頭による戸別連絡
- 3) 広報車による広報
- 4) サイレン等による伝達
- 5) インターネット(ホームページ)や電子メール(携帯メール)による伝達
- 6) 関係機関が所有する防災ヘリコプター等の資機材を活用した広域的な伝達

##### (2) 間接的な方法

- (1) 自主防災組織等を通じたの連絡
- (2) 消防団等を通じたの連絡



## 第2項 津波予報等の伝達系統

### 1. 津波予報

津波予報(津波警報及び津波注意報をいう。以下同じ。)とは、地震等により津波が発生または発生すると予想される場合に、福岡管区気象台または気象庁本庁が気象業務法に基づいて、その担当予報区域内の津波について一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行うものである。福岡管区気象台または気象庁本庁が津波予報を発表したときは直ちに防災情報提供装置等により、その予報事項を関係機関に通知することとなっている。

#### (1) 津波予報区及び担当気象官署

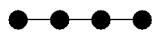
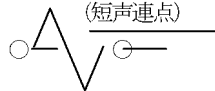



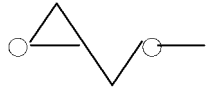


日本の沿岸は66の津波予報区に分けられ、福岡県沿岸は「福岡県瀬戸内海沿岸」、「福岡県日本海沿岸」、「有明・八代海」に分けられている。これらの予報区に対しては、日本近海(北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600km以内)で発生した地震による津波予報については福岡管区気象台が、それより遠方で発生した地震による津波予報については気象庁本庁が担当する。

因みに、行橋市は「福岡県瀬戸内海沿岸」という津波予報区に属している。

#### (2) 津波予報の種類

津波予報には以下のようなものがあり、それぞれについて伝達のための標識が決められている。

- 1) 大津波警報：高いところで3mを超える津波
- 2) 津波警報：高いところで1mを超え3m以下の津波
- 3) 津波注意報：高いところで20cm以上1m以下の津波

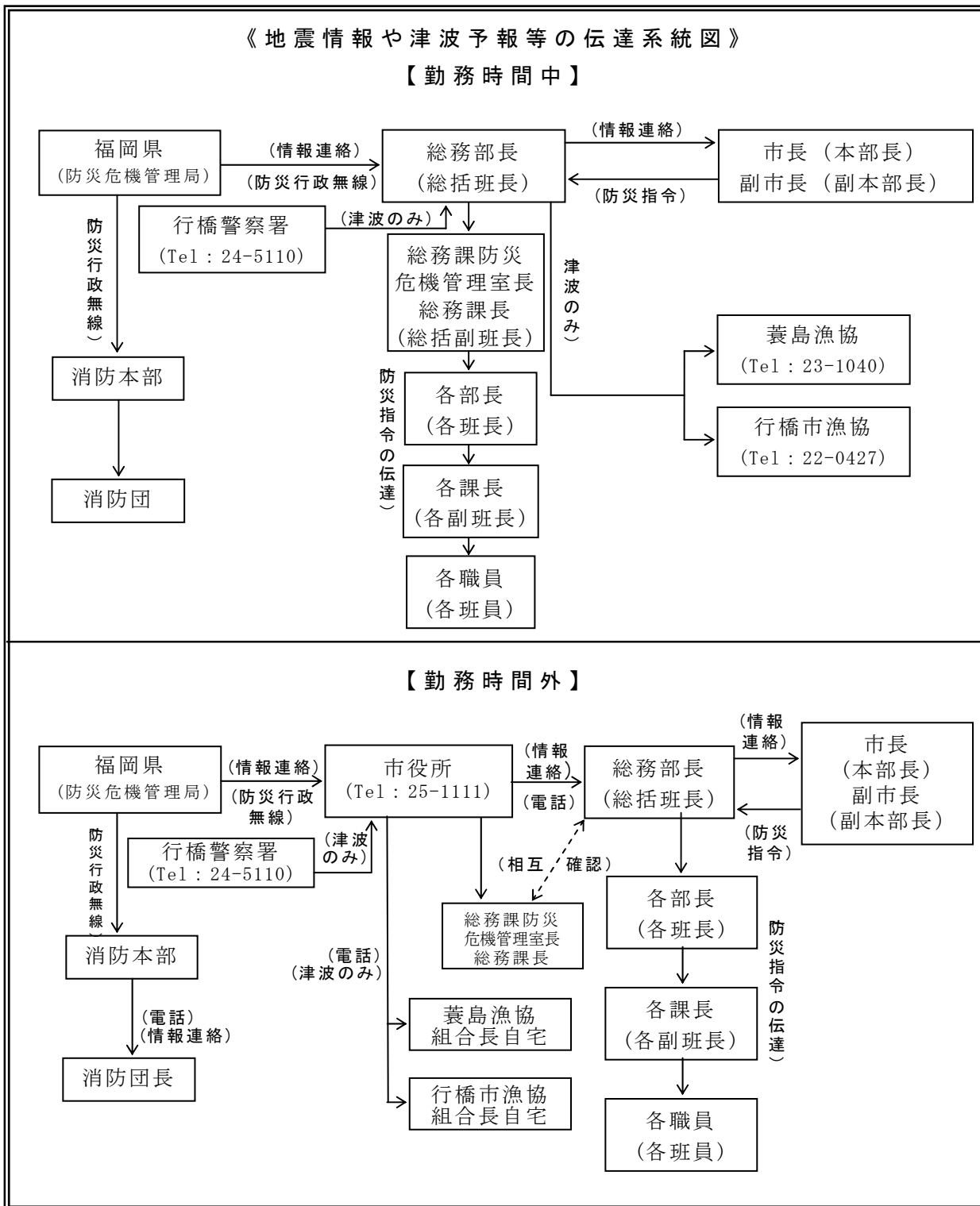
《津波警報の種類と伝達標識》					
予報の種類		解説 (津波予報基準)	発表される津波の高さ	標 識	
				鐘 音	サイレン音
津波警報	大津波	高いところで3m以上の津波が予想されますので、嚴重に警戒してください。 (高いところで3mを超える場合)	「5m」 「10m」 「10m超」	(連点) 	(約3秒) (短声連点)  (約2秒)
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。 (高いところで1mを超え3m以下の場合)	「3m」	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報		高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。 (高いところで20cm以上1m以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合)	「1m」	(3点と2点の斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波警報解除及び津波注意報解除				(1点2個と2点の斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

- (注) 1. 解説(津波警報・注意報基準)並びに発表される津波の高さについては、新基準としている。
2. 「津波の高さ」とは、当該津波の来襲地域において津波によって、潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位(平滑したもの)との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
3. 平成19年12月1日から、従来の津波注意報(津波注意・津波なし)を、「津波注意報」、「津波予報(若干の海面変動)」及び「津波予報(津波なし)」に区分している。
4. 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(出典：福岡県地域防災計画地震・津波対策編(平成24年5月))

## 2. 津波予報等の伝達計画

- 1) 気象台が発表する地震情報や津波予報は、県知事からの伝達系統に従い、県防災行政無線にて市(総務課防災危機管理室)及び消防本部等に伝達される。
- 2) 地震情報や津波予報、異常現象の伝達を受けた職員は直ちに総務課防災危機管理室長及び総務課長に報告する。報告を受けた総務課防災危機管理室長及び総務課長は市長の指示を受けるとともに、災害対策本部を設置する場合はその指示等を各班に伝達する。
- 3) 災害対策本部設置後は、伝達系統図に従い各班長は副班長を通して各班員に指示を行う。特に、市域に近い海域での地震に伴った津波については、津波の到達までの時間が短いことも十分に想定されるため、人命の安全確保を第一とした避難や広報に関する指示の発出に努める。
- 4) 各班の班長や副班長が不在の場合は、それぞれ各班の次席者がその任務を代行する。
- 5) 関係機関への連絡は、原則として電話等にて行うこととするが、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者(あるいは責任者の指定した者)とする。
- 6) “**総括班**”(総括担当・広報担当)は、住民に広くかつ早急に伝達する必要がある場合には、防災行政無線または広報車等による広報を行う。時間的余裕のない場合は臨機応変に対処し、経過を速やかに上司に報告する。



### 第3項 津波に対する措置

市は、地震を感じたときは、次の措置を行う。

#### 1. 海岸からの退避に関する広報や避難勧告・指示

市は、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、防災行政無線や広報車等により、海岸から退避するよう広報する。また、以下の場合、市長は直ちに安全な場所に避難するよう勧告または指示を行う。その際、対象者に漏れなく、かつ避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。

- 1) 強い地震(震度4程度以上)または長時間ゆっくりとした揺れを感じ、津波の到達について危険性が予想され、避難の必要を認める場合、もしくは津波警報や大津波警報を覚知した場合
- 2) 地震発生後、報道機関から津波警報や大津波警報が放送された場合。なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波警報や大津波警報が伝達された場合も同様とする。

#### 2. 河川沿いの低地からの退避に関する広報

海岸沿いから続く標高3～4mの低地（もしくは内湾に入り組んだ船溜まり等）においては、津波の河川遡上による河川堤防の破壊や浸水被害を受けるおそれがあるので、沿岸地域に到達した津波の河川遡上に備えて、河川付近の低地に居住する者等に対し、防災行政無線や広報車等により、次のようなとるべき行動を含め、該当する低地から退避するよう広報する。

《津波警報・注意報の分類と、とるべき行動》

津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	<p>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p> <p>ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！</p>  <p>津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン</p>	<p>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。</p>  <p>(10mを超える津波により木造家屋が流失)</p>
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	 <p>津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン</p>	<p>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</p>  <p>豊浜町提供 (2003年)</p>
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	<p>海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。</p> 	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。</p> 

- ・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。「揺れたら避難」を徹底しましょう。
- ・津波は沿岸の地形などの影響により局所的に予想より高くなる場合があります。より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報(若干の海面変動)」を発表します。

(出典：気象庁ホームページ)

(3) 海面状態の監視

福岡管区气象台から、何らかの通報が届くまで少なくとも30分は海面の状態を監視する。この場合、小丘(少なくとも標高30m以上の小丘)の頂上や高層ビルなど高所からの監視等の安全措置を講じた上で海面監視体制をとるとともに、関係機関からの情報入手及び通報伝達体制等を確立する。なお、異常を発見した場合は、状況に応じて、海浜等に滞在しているものに対して早期退避を呼びかけるとともに、県、警察及び関係機関に通報する等の措置を講ずるものとする。

## 第2節 被害情報等の収集伝達

第1項	被害情報の収集と被害規模の早期把握	<input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 各班
第2項	被害情報の伝達・報告	<input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 各班
第3項	被害情報の報告基準	<input type="checkbox"/> 各班	
第4項	通信計画	<input type="checkbox"/> 総括班	

### 【基本方針】

東日本大震災は大津波や震度7に達する強烈な地震と大津波により、ライフラインが途絶し、また各行政機関も被災したため、迅速な防災初動体制が立ち上げられず、発災後約1週間は多くの住民が厳しい被災生活を余儀なくされた。このような大地震が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

災害対策本部並びに関係機関は、このような東日本大震災等の災害教訓を踏まえ、時間の経過とともに刻々と変化する災害情報を相互が連絡を取りつつ共有することの重要性を改めて認識し、自助・共助・公助の考えに基づいて連携協力し、的確かつ効果的な初動応急対策を実施するため、以下の事項について災害に関する情報の収集・伝達を迅速に行うこととする。

### 第1項 被害情報の収集と被害規模の早期把握

#### 1. 地震被害情報の収集（“各災害対策班”）

大規模地震が発生した場合、市や防災関係機関の活動体制の規模、広域応援要請、自衛隊派遣要請の必要性とその規模、及び災害救助法の適用の必要性等を早期に判断する必要があるが、そのためには早い段階で被害規模を把握することが重要である。

##### （1）被害中心地及び被害規模の推定

災害対策本部は国・県等と連携してリエゾン\*<sup>1</sup>や TEC-FORCE\*<sup>2</sup>を受入れつつ、災害発生直後における概括的な被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ搬送または来院している負傷者の状況等の被害規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

（\*1 リエゾン・・・大規模災害時に、国土交通省から被災地方公共団体（自治体）に、情報収集、連絡要員として派遣される災害対策現地情報連絡員。）

（\*2 TEC-FORCE・・・地震・水害・土砂災害等の大規模自然災害に対応するため、被災地方公共団体（自治体）等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速な実施するために国土交通省に設置された緊急災害対策派遣隊。）

(2) 初動初期における災害情報の収集(第一報)

市は、防災行政無線、消防無線等を活用して、消防団や自治会、自主防災組織、住民等からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の早期把握に努める。

なお、地震発生直後の初動対策を実施する上で必要な優先情報として、次の情報を迅速かつ臨機応変に収集する。

《地震直後に必要な優先情報の種別》

- a. 地震・津波情報、火災情報及び異常現象に係る情報
- b. 人命救助、人的被害に係る情報
- c. その他初動対策に係る情報

これらの被害情報は、周辺で感知できる範囲もしくは登庁途中における目視調査等概略把握結果とする。また、自衛隊(震度5弱以上の場合)、警察等が実施するへりによる上空からの情報の収集、あるいは必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

(3) 被害情報の把握内容

各班は被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

《被害初期情報の把握内容》

- a. 人的被害、家屋等の建物被害状況
- b. 津波浸水や土砂災害の発生状況、災害の規模(広範囲、局所的)
- c. 住民の行動・避難状況
- d. 救出・医療救護関係情報
- e. 交通機関の運行・道路の状況
- f. ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営・被害状況
- g. 防災関係機関の対策実施状況
- h. その他必要な被害報告

## 2. 災害情報の収集・報告計画

(1) 情報の収集・集約：“総括班(情報担当)”

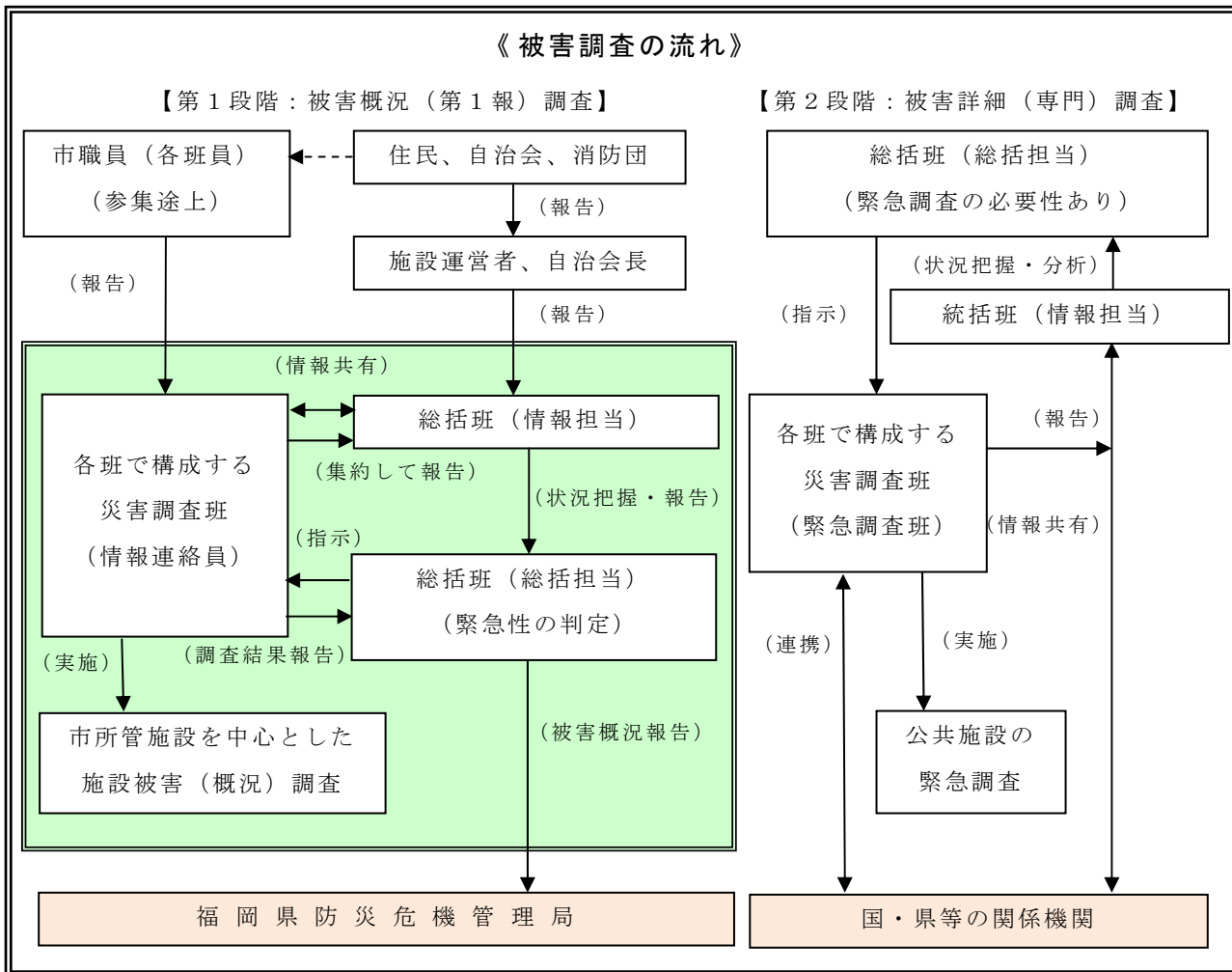
各班長は、災害発生と同時に被害状況について調査・収集にあたり、その結果を“総括班(情報担当)”に報告する。なお、この報告にあたっては、予め定めた“情報連絡員”が行うものとする。

また、“総括班(情報担当)は、適切な情報管理を行うため、各班と連絡を密にしておくものとする。

(2) 災害調査係等の編成

各班は、災害が発生したときは、直ちに技術職員等からなる“災害調査班”を編成し、各所管する施設(住家、土木施設、農林水産物、農林水産業用施設、商工業施設等)の被害概況を調査する。

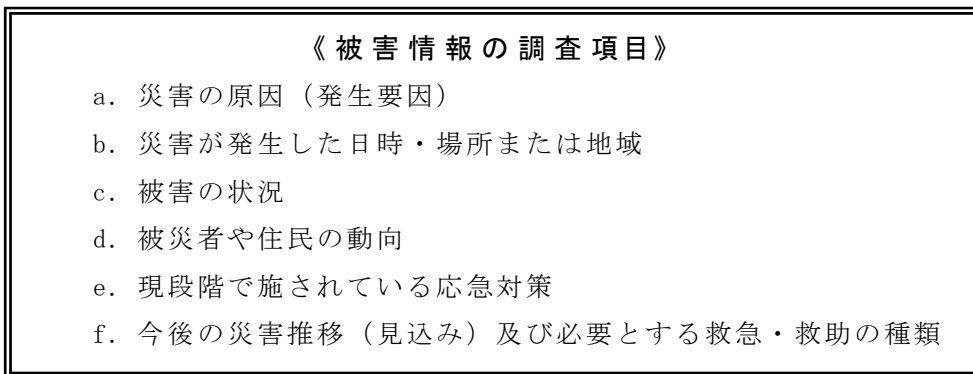




(3) 災害情報の収集、調査要領

災害情報の収集・調査にあたっては、以下の事項に留意して被害状況を的確に収集・調査する。

1) 主な情報項目



2) 各班は、災害発生と同時にそれぞれの所属する班の災害状況について調査、収集を行う。この場合、関係機関、諸団体及び住民組織等の協力を得ながら実施するものとする。

3) 情報の収集等に迅速正確を期すため、あらかじめ定める報告様式、調査要領、連絡方法等に従い報告する。

- 4) 各班において被害の程度及び状況がわかるような写真の撮影を行い、“**総括班**(情報担当)”に提出する。
  - 5) 各地区での情報収集活動  
夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、“**避難所担当者**”が中心となって、地元の消防団、自主防災組織等と連携して被害状況の収集を行う。
  - 6) “**総括班**(情報担当)”は、所轄警察署及び消防本部と密に連絡を図り、被害情報の収集にあたるものとする。
  - 7) 被害規模や発災時刻によっては、具体的な調査が困難な場合もあるので、自主防災組織等の当該地域に詳しい関係者の協力により概況を把握し、被災人員についても平均世帯により計算し即報する。
  - 8) 自主防災組織は、地域内に発生した災害や被害の状況を、迅速かつ正確に把握して市や防災関係機関へ報告するとともに、市が発する避難準備情報、避難勧告や避難指示等の情報を住民に伝達するなど、的確な応急活動の実施に努める。
  - 9) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所・氏名・年齢等を速やかに調査する。
  - 10) 被害が甚大なため、市のみでは被害状況等の収集及び調査が困難なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及び関係機関に応援を求めて実施する。
  - 11) 被害認定基準  
被害状況調査にあたっては、第Ⅲ編第1章第5節「災害救助法適用計画」に示す「被害認定基準」に基づき判定するものとする。
- (4) 応急対策活動情報の市・県間の連絡  
市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等と併せて、応援の必要性等を連絡する。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

## 第2項 被害情報の伝達・報告

地震・津波災害における被害情報の伝達・報告は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第2節「被害情報等収集伝達計画」に準ずる。

## 第3項 被害情報の報告基準

地震・津波災害時における被害情報の報告基準は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第2節「被害情報等収集伝達計画」に準ずる。

#### 第4項 通信計画

地震・津波災害時における通信計画は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第2節「被害情報等収集伝達計画」に準ずる。

## 第3節 広報・広聴

第1項	広報の実施方法	<input type="checkbox"/> 総括班
第2項	災害時の放送要請	<input type="checkbox"/> 総括班
第3項	住民等からの問い合わせに 対する対応及び相談	<input type="checkbox"/> 総括班

### 【基本方針】

東日本大震災では大規模かつ広域災害となったことから、災害発生以降にデマや風評被害が発生して、被災者の不安増幅や心理的な苦痛が発生した。被災自治体ではこれらを取り除くための様々な努力がなされた。

市はこうした大災害の教訓を踏まえ、災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

なお、広報活動にあたっては避難行動要支援者に配慮した広報の実施に努めるものとする。また、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握するとともに、防災関係機関の提供する情報を関係住民へ伝達するため、地域に密着した自主防災組織の活用を図る。

## 第1項 広報の実施方法

### 1. 広報内容

市は、災害応急対策の第一次の実施機関として、その文案及び広報の優先順位をあらかじめ定め、直ちに地域住民への広報を行うとともに、関係機関への情報提供を行う。広報を必要とする内容は、おおむね次のようなものが考えられるが、被災者等のニーズに応じた多様でかつ判りやすい内容を提供するよう努めることとする。また、災害情報の収集については、本編第2章第2節「被害情報等の収集伝達」に定める要領等に従ってより正確な災害情報の収集に努める。

《災害時における状況変化と必要とされる情報の概要》

ステージ		必要情報の種別	情報の内容
前兆観測予報・警報 →	平常期	防災教育関連	どういう災害が起きやすいか、起きたらどう行動すべきか
		防災対策実施状況	災害予防対策はどうなっているか
災害発生 →	警戒期	予知・予測情報	いつ、どこで、どういう災害が起きる危険性があるか
		避難準備情報	起きた場合どこに逃げるか、避難はどうやってするか
	発災期	災害情報	どういう災害が起きたか、起きる可能性があるか
		行動指示情報	どこが危険か、災害が起きた場合どう行動すればよいか
被害情報		どこでどういう被害が発生しているか	
救助・救援情報		どこに避難するか、怪我をした場合どこへ行けばよいか	
安否情報		家族は無事か、どこにいるか	
治安情報		警戒区域内の防犯等はどうなっているか	
初動完了 →	復旧・復興期	応急対策情報	どういう対策がられているか
		生活情報	配給はどうなっているか、道路はどうなっているか
		復旧対策情報	どういう対策が行われているか
		復興支援情報	生活・事業支援策はどうなっているか

※廣井脩編著(2004)：「災害情報と社会心理」を参考に作成

《具体的な災害広報内容例》

- a. 発生した地震・津波に関する情報
- b. 余震等、地震の発生に関する予報
- c. 津波の発生に関する予報
- d. 災害対策本部設置に関する事項
- e. 被災状況と応急措置の状況
- f. 避難勧告・指示等に関する事
- g. 災害時における住民の心がまえ
- h. 自主防災組織等に対する活動実施要請に関する事
- i. 安否情報に関する事
- j. 避難所の設置に関する事
- k. 応急仮設住宅の供与に関する事
- l. 炊き出しその他による食品の供与に関する事
- m. 飲料水の供給に関する事
- n. 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与に関する事
- o. 電気・ガス・水道等の状況に関する事
- p. その他、住民や事業所のとるべき措置
  - i. 火災・津波・地すべり・危険物施設等に対する対応
  - ii. 電話・交通機関等の利用制約
  - iii. 食糧・生活必需品の確保

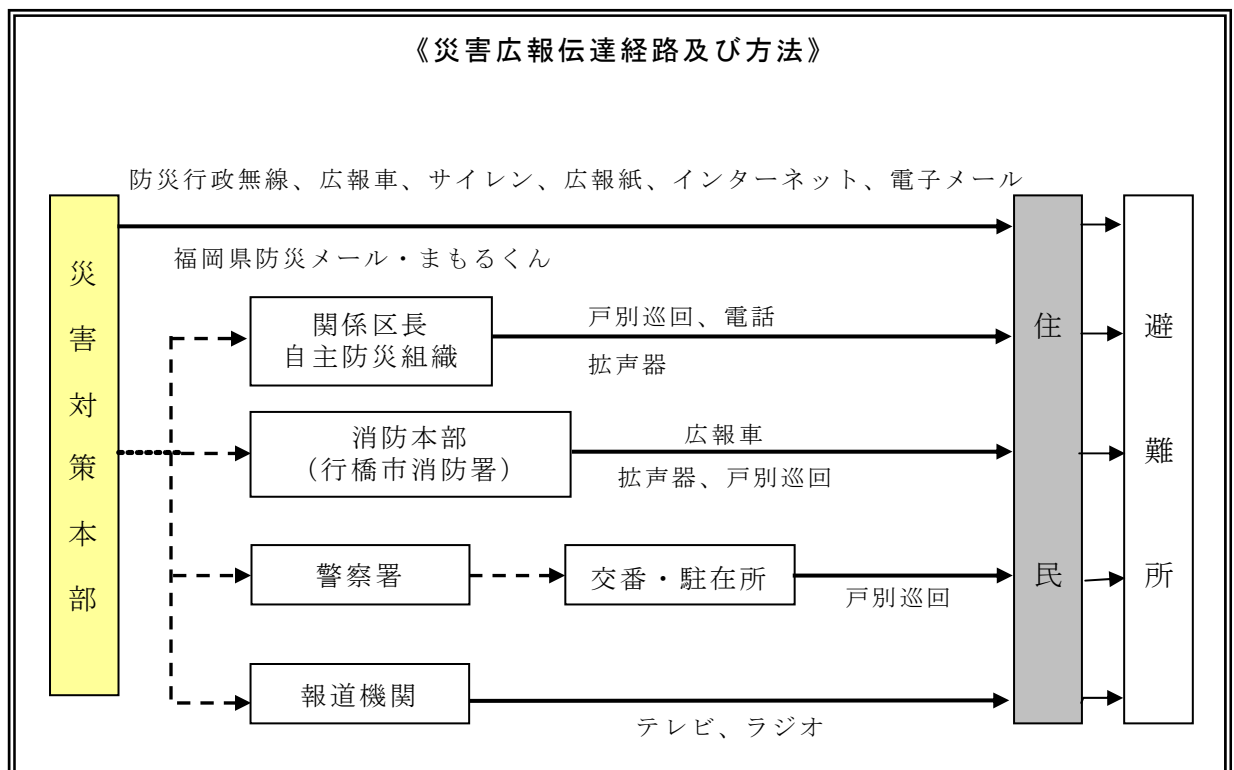
以上の広報内容のうち、可能なものについては事前に広報文例や広報録音テープを作成しておくこととする。

2. 広報手段及び経路

市は、効果的な実施方法を適宜選択し速やかに広報活動を行う。

- 1) 防災行政無線等による地区広報
- 2) 報道機関による広域広報（テレビ、ラジオを通じた市の広報）

- 3) コミュニティFM放送等による地域放送
- 4) 広報車等による現場広報
- 5) 行政区長及び自主防災組織における広報
- 6) 消防団による広報車、戸別巡回による広報
- 7) 警察による戸別巡回による広報
- 8) 避難所・避難地等における派遣広報
- 9) 広報紙の掲示・配布等による広報
- 10) インターネット・電子メールによる広報  
(ホームページを活用した広報、G-motty<sup>※1</sup>を活用した情報提供)



## 第2項 災害時の放送要請

地震・津波災害時における放送要請は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第3節「広報・広聴計画」に準ずる。

## 第3項 住民等からの問い合わせに対する対応及び相談

地震・津波災害時における住民等からの問い合わせに対する対応及び相談は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第3節「広報・広聴計画」に準ずる。

※1：<http://www.g-motty.net/menu/>

## 第4節 地震・津波水防対策の実施

地震・津波水防対策の実施

総括班      都市整備班  
産業振興班

### 【基本方針】

大規模な地震が発生した場合、河川堤防等の被害、津波や河川増水に伴うはん濫等の水害が予想されるため、これを警戒・防御し、被害を軽減するための水防体制を確立して水防活動を行うこととする。

### 1. 実施内容

市における水防組織、活動及び予警報の伝達等については、「水防計画」及び一般災害対策：第III編第2章第5節「水防計画」の定めるところによる。

なお、東日本大震災では、住民の津波避難誘導や防潮堤の緊急樋門操作のため、自主防災組織の組織員や消防団員が少なからず大津波の被害に遭遇して犠牲となった。

市はこれらの災害教訓をもとに、地震・津波水防対策実施に際しては津波の規模・到達予想時間等の正確な情報を収集し伝達することや応急対策実施時には必ず海面監視員を配置するなどして、住民や班員並びに消防団等の人命の安全確保を徹底する。

### 2. 応援協力関係

#### (1) 県への応援の要請

市は、単独で水防活動の実施が困難な場合は、他の水防管理団体、または県に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請するものとする。

#### (2) 自衛隊への応援要請

県は、水防管理団体（市）からの応援要請事項の実施が困難な場合や、その他必要があると認めた場合は、陸上自衛隊等に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請するものとする。

## 第5節 二次災害の防止

第1項	震災消防活動	<input type="checkbox"/> 消防班	<input type="checkbox"/> 総括班
第2項	危険物取扱施設等の応急措置	<input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 第七管区海上保安本部	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 警察
第3項	中高層建築物応急対策	<input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 警察
第4項	余震・降雨等に伴う二次災害の防止	<input type="checkbox"/> 都市整備班 <input type="checkbox"/> 産業振興班	

### 【基本方針】

阪神淡路大震災では、直下型地震により多数の建物倒壊や火災で甚大な被害が発生しただけでなく、地震後の降雨に伴った土砂災害等の二次災害が多発した。新潟・中越地震や東日本大震災では地震や余震に伴った大規模斜面崩壊や土石流、地すべりが多発し、また津波により流出した港湾地域の石油タンクや一般車両等からの油類の流出とこれらの自然発火により、地区全体が延焼するなど災害態様をより複雑にしている。

大規模地震の発生に伴い二次的に発生する多発火災や、危険物・毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害が発生した場合には、地域住民や従業員に対して重大な被害を与えるおそれがある。また、大規模な地震によって損傷を受けた斜面等では、その後の余震や降雨に伴って斜面崩壊（大規模深層崩壊）や土石流等が発生する危険性がある。

本節では、火災、危険物・毒劇物等の漏洩及び余震等に伴う二次災害に対する活動を定める。

### 第1項 震災消防活動

大規模地震の発生に伴い二次的に発生する多発火災による被害を軽減するため、消防機関等は、次により出火防止措置及び消防活動を実施する。

#### 1. 出火防止、初期消火

火災による被害を防止または軽減するため、住民、事業者、並びに自治会や自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかけるとともに、必要な資機材を投入して全力で火災の延焼を最小限の範囲にとどめるよう努める。



## 2. 消防活動

### (1) 基本方針

地震・津波による火災は、同時多発するほか、津波や土砂災害などと同時に発生する機会が多く、消防隊の絶対数が不足するとともに、家屋倒壊や流出、道路や橋梁の損傷などによる消防車などの通行障害が発生するため、すべての災害に同時に対応することは極めて困難となることが多い。したがって、早期に応援要請を行い、消防活動については消防力の重点投入地区を選定し、また延焼阻止線を設定するなど消防力の効率的運用を図る。

### (2) 危険物火災等に対する消防活動

大量の危険物による火災に際しては、発火性、引火性または爆発性物品の種別数量に応じて、延焼危険度を考慮し、注水消火を行うほか、注水禁忌物に対しては、化学消火、窒息消火、除却消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止にあたる。

### (3) 危険区域での消防活動

木造建築物または危険物施設等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防御部隊を増強し、延焼防止に努めるとともに、別に予備部隊を編成待機させ、風位の変化等による不測の事態に備える。

## 3. 救急救助活動

地震・津波災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、市及び消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社福岡県支部、警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急救助活動を行う。

その他具体的対策等については、市消防計画による。

## 第2項 危険物取扱施設等の応急措置

地震・津波災害時における危険物施設等への応急措置は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第27節「二次災害防止計画」に準ずる。

## 第3項 中高層建築物応急対策

地震・津波災害時における中高層建築物災害の応急対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第26節「中高層建築物災害応急対策計画」に準ずる。

## 第4項 余震・降雨等に伴う二次災害の防止

### 1. 水害・土砂災害・宅地災害対策

県及び市（“都市整備班”及び“産業振興班”）は、余震や津波あるいは降雨等による二次的な水害（浸水）、土砂災害、並びに宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市職員のOB等）、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度\*を活用して行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

（\*アドバイザー制度・・・（社）全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度）

### 2. 建築物災害対策－応急危険度判定－

県及び市（“都市整備班”）は、被災した建築物等について、余震や津波浸水等による倒壊、部材の落下や流出等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を行う。

応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（日本建築防災協会）に基づき建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生危険の程度の判定・表示を行うものとする。

### 3. 宅地災害対策－被災宅地危険度判定－

県及び市（“都市整備班”）は、被災した宅地について、余震や津波浸水等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災宅地の危険度判定を行う。

危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生危険の程度の判定・表示を行うものとする。

## 第6節 救出活動

第1項	陸上における救出対策	<input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 警察
第2項	海上における救出対策	<input type="checkbox"/> 第七管区海上保安本部 (門司海上保安部) <input type="checkbox"/> 警察	
第3項	災害救助法に基づく救出適用基準	<input type="checkbox"/> 福祉班	

### 【基本方針】

阪神淡路大震災や東日本大震災では、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、津波や洪水等により流された者、市街地火災において火中に取り残された者を救助するがいとまなく多くの命を失った。

このような自然外力による犠牲者だけではなく、近年では大規模な道路災害事故による集団的大事故でも救出を要する者が多数発生することが予想される。

そのため、市及び消防本部並びに警察、第七管区海上保安本部は、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

### 第1項 陸上における救出対策

#### 1. 市（“消防班”）

- 1) 市は、地震・津波発生直後から地域の住民、事業所等に対し、各種広報手段を用いて倒壊家屋の生き埋め者等に対する救出活動等への協力を喚起する。
- 2) 市は、消防班を中心とした救助隊を編成し、救助に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具その他資機材を防災関係機関や建設業者等の協力を得ながら調達し、迅速に被災住民の救助にあたる。また、必要に応じ消防相互応援協定に基づき他の消防機関の応援を得ながら迅速に被災住民の救助にあたる。
- 3) 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察署に連絡するとともに、合同して救助に当たる。
- 4) 救出作業に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具等に関し、市が有する救助資機材では対応が困難なとき、あるいは市単独での救出が困難なときは、県及び隣接市町村に応援を要請する。

#### 2. 住民及び自主防災組織の役割

地震・津波発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠する部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震・津波発生直後から、第一義として自らの安全を確保しつつ、自発的に救出用資機材を使用して速

やかに救出活動の実施に努める。また、自主防災組織等をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるため、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては現場での応急手当を実施するとともに、医師による治療を必要とする者があるときは応急救命措置を行いつつ救護所等へ搬送する。

### 3. 警察

警察は、災害発生のおそれがある場合、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講ずるとともに、災害が発生した場合は、次による被災者の救出処置をとる。

- 1) 要救助者及び死傷者の有無の確認、要救助者の速やかな救出・救助活動
- 2) 消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護・搬送活動
- 3) 行方不明者がいる場合は、その速やかな捜索活動
- 4) 救出・救助活動の迅速円滑を図るために必要な交通整理規制等の所要活動

### 4. 緊急消防援助隊

市及び応援機関の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、市は消防組織法第44条の規定により、県を通じて国に対して緊急消防援助隊の派遣を要請する。

#### (1) 要請手続き

- 1) 市は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対して応援要請を行う。

- ア. 災害発生日時
- イ. 災害発生場所
- ウ. 災害の種別・状況
- エ. 人的・物的被害の状況
- オ. 応援要請日時・応援要請者職氏名
- カ. 必要な部隊種別
- キ. その他参考事項

- 2) 市は、通信の錯綜等の事由により、県と連絡が取れない場合、直接国に対して応援要請を行うものとする。

#### (2) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、緊急消防援助隊受け入れ計画等に定めるところによる。

## 第2項 海上における救出対策

地震・津波災害時の海上における被災者の救出計画は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第8節「救出計画」に準ずる。

### 第3項 災害救助法に基づく救出適用基準

地震・津波災害時の救出に関する災害救助法の適用基準等は、一般災害対策：第Ⅲ編 第2章第8節「救出計画」に準ずる。

## 第7節 避難対策の実施

第1項	避難準備情報、避難勧告・指示 並びに伝達	<input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 消防班
第2項	避難誘導及び移送	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 消防班
第3項	避難所の開設	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 教育班	<input type="checkbox"/> 福祉班
第4項	避難行動要支援者等を考慮した 避難対策	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 消防班	<input type="checkbox"/> 福祉班

### 【基本方針】

東日本大震災をはじめ近年の災害態様は突発的であり、さらに想像を超える規模で広域にわたる複合災害となる傾向が強くなりつつある。

市はこのような災害から住民を守るため、平常時から災害に備えながら、迅速かつ円滑に避難活動が行える体制整備に努める。また、避難活動の実施にあたっては、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や男女のニーズの違い等に十分配慮した対応を行うものとする。

### 第1項 避難準備情報、避難勧告・指示並びに伝達

市長、その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、人命身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特にその必要が認められるときは、危険区域の居住者に対し、避難のための立退きを勧告し、または急を要すると認められるときは避難のための立退きを指示する。その詳細は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第4節「避難計画」に準ずる。

### 第2項 避難誘導及び移送

避難者のための立退きの誘導は、警察関係機関の協力のもと“福祉班”及び“消防班”が行う。その詳細は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第4節「避難計画」に準ずる。

### 第3項 避難所の開設

避難所の開設は、災害対策本部の指揮のもと“総括班”が行う。その詳細は、一般災

害対策：第Ⅲ編第2章第4節「避難計画」に準ずる。

#### 第4項 避難行動要支援者等を考慮した避難対策

避難行動要支援者の避難等の支援等を行うため、行橋市避難行動要支援者支援計画に基づきつつ、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」を設け、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施する。その詳細は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第4節「避難計画」に準ずる。

## 第8節 交通・輸送対策の実施

第1項 交通確保対策の実施	<input type="checkbox"/> 都市整備班	<input type="checkbox"/> 産業振興班
	<input type="checkbox"/> 警察	
	<input type="checkbox"/> 第七管区海上保安本部	
第2項 緊急輸送対策の実施	<input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 市民班
	<input type="checkbox"/> 福祉班	
第3項 交通施設の応急復旧	<input type="checkbox"/> 都市整備班	<input type="checkbox"/> 産業振興班
	<input type="checkbox"/> 警察	<input type="checkbox"/> 各道路・鉄道管理者

### 【基本方針】

交通・輸送対策については、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮して、必要な規制や緊急輸送体制の確保を行い、応急復旧にあたるものとする。その場合、地震・津波発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要がある、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

### 第1項 交通確保対策の実施

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）、道路管理者、鉄道事業者及び第七管区海上保安本部等は、相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う。

市は、これらの関係機関や事業者と連携を図りつつ、施設管理者が行う応急対策に協力する。

地震・津波災害時における交通確保対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第13節「交通対策計画」に準ずる。

### 第2項 緊急輸送対策の実施

市及び関係機関は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、被災者の避難及び災害応急対策に必要な人員、物資等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等をあらかじめ定めておき、緊急輸送体制を確保するものとする。

地震・津波災害時における緊急輸送対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第14節「緊急輸送計画」に準ずる。



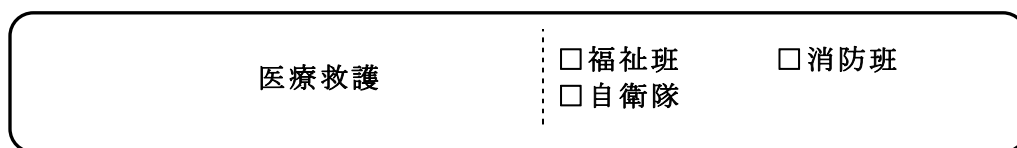
### 第3項 交通施設の応急復旧

都市の生活基盤をなす交通施設は、地震や津波災害により被災した場合、都市機能や住民の生活、社会活動等に極めて大きな影響を及ぼす。そのため、市は早急に施設被害状況等を把握し、県及び国土交通省等の施設の管理者へ報告または連絡する。また、市は各施設の管理者と相互に連携を図りつつ、施設管理者が実施する各種災害応急対策に必要な応じて協力する。

また、市が所管する道路については障害物の除去、応急復旧等を迅速に行って道路機能の確保に努めるものとする。

地震・津波災害時における交通施設の応急復旧対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第24節「交通施設災害応急対策計画」に準ずる。

## 第9節 医療救護



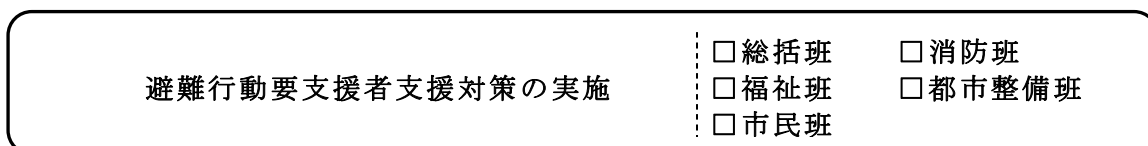
### 【基本方針】

大規模な災害時における救急活動については、広域で多数の死傷者を迅速に処置することが求められる。このため、市は関係機関と連携して速やかな医療救護部隊を編成し、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療(助産を含む)救護を行う。

また、災害直後は道路等の交通機能の確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な医療救護対応が可能な搬送体制を確立する。

地震・津波災害時における医療救護対策は、一般災害対策：第III編第2章第9節「医療救護計画」に準ずる。

## 第10節 避難行動要支援者支援対策の実施



### 【基本方針】

地震・津波災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、きめ細かな支援策を総合的に講ずるものとする。

地震・津波災害時における避難行動要支援者支援対策の実施は、一般災害対策：第III編第2章第16節「避難行動要支援者計画」に準ずる。

## 第11節 保健衛生・防疫対策

第1項	保健衛生・防疫対策	<input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 環境水道班
第2項	家畜防疫対策	<input type="checkbox"/> 産業振興班	

### 【基本方針】

市は、被災地域における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく感染症の予防、生活環境の悪化を防止するため、県や関係機関等と協力して迅速かつ的確な防疫活動等を行い、市域の保健衛生状態を保持するとともに、被災者の健康相談を行う等心身の安定を図る。また、被災地域における飲食に起因する食中毒や感染症等の二次災害発生の防止に努め、市民生活の安定を図る。

### 第1項 保健衛生・防疫対策

地震・津波災害時における保健衛生・防疫等の対策は、一般災害対策：第III編第2章第15節「保健衛生・防疫対策計画」に準ずるほか、併せて以下に示す環境対策についても県や関係機関と連携して実施するものとする。

- 1) 災害による工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気・水質汚染等を防止するように努める。
- 2) 災害対策本部は、有害物質の漏出等を把握した場合には、直ちに県に報告して、事業者が実施する各種応急対策について、県とともに指導または協力する。

### 第2項 家畜防疫対策

地震・津波災害時における家畜防疫対策は、一般災害対策：第III編第2章第15節「保健衛生・防疫対策計画」に準ずる。

## 第12節 行方不明者等の搜索及び遺体収容・火葬

第1項 行方不明者等の搜索及び遺体収容・火葬	<input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 環境水道班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 第七管区海上保安本部
第2項 災害救助法に基づく措置	<input type="checkbox"/> 福祉班

### 【基本方針】

災害による行方不明者、死亡者の遺体を判明しないまま放置することは、基本的人権や人道上からも許されないことである。また、発災後の混乱期に人心の安定を図るうえからも搜索及び収容等を早急に実施する必要があるため、市は関係機関、団体と緊密な連絡をとり迅速に行方不明者等の搜索及び遺体収容または火葬を実施する。

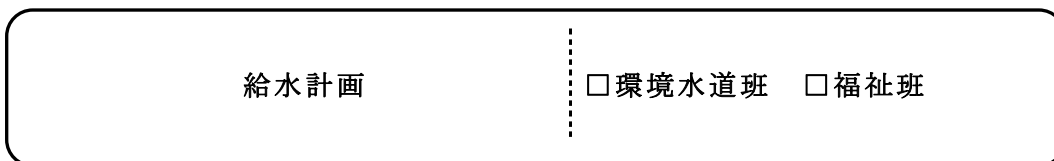
### 第1項 行方不明者等の搜索及び遺体収容・火葬

地震・津波災害時の行方不明者等の搜索や収容活動等は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第17節「行方不明者等の搜索及び遺体収容・火葬計画」に準ずる。

### 第2項 災害救助法に基づく措置

地震・津波災害時の災害救助法に基づく措置は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第17節「行方不明者等の搜索及び遺体収容・火葬計画」に準ずる。

## 第13節 給水計画



### 【基本方針】

災害時においては、断水や上水道の汚染等により、応急給水が必要とされる。東日本大震災では津波浸水により、沿岸部で長期にわたる断水が生じ、住民は井戸水や湧水（地表水）を煮沸しつつ数日間をしのいだほか、小規模な医療施設では長期断水で医療活動が満足に行えない状況が発生している。

応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水はその運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行えるようできるだけ拠点給水で対応することとする。また、避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る。

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する給水が必要になってくる。その場合、給水車から避難所や各家庭への水の運搬が必要になることが多くなり、高齢者や障がい者等の要配慮者にとって大きな負担になることがある。そのため、組織的な活動が可能な自主防災組織やボランティアの協力を得て給水活動が円滑に進むよう努める。

地震・津波災害時における給水対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第10節「給水計画」に準ずる。

## 第14節 食糧の供給

### 食糧の供給

- 産業振興班
- 総括班
- 福祉班
- 教育班

#### 【基本方針】

災害時において、食糧の円滑な供給は、民生の安定に重要な役割を持っている。したがって、市は被害状況の把握とともに、必要食糧品の確保に努め、迅速に米穀等主食の応急配給、副食品の調達あっせんの措置を講ずるものとする。

特に、東日本大震災では道路輸送網が寸断または津波により長期冠水したため、孤立地区が沿岸部を中心に多数発生し、こうした地区に対しては、十分な食糧供給が行えない事態が生じた。

市は、平常時から計画的に非常食の備蓄を行い、また、食糧供給応援協定の締結等を推進し、食糧供給体制に万全を期するとともに、孤立地区への食糧供給方法についても検討しておくなど、災害時には迅速かつ公平性を持った安定供給に努める。

なお、食糧供給における基本的考え方は以下のとおりとする。

- 1) 発災当初は備蓄している非常食での対応を行うが、その後は災害対策本部長の指示により、“産業振興班及び教育班”が中心となり炊き出しを実施する。
- 2) 防災食育センターの稼働にあたっては、場長を責任者とし、職員は場長の指示に従い炊き出し業務を行う。また、避難所への食糧配送にあたっては、原則として防災食育センターが保有する配送車を使用することとし、配送路については学校給食配送計画に基づき設定する。
- 3) 炊き出しにあたっては、常に食糧の衛生に留意する。
- 4) 避難所の位置及び避難者数を迅速かつ的確に把握し、炊き出しの配分漏れや重複支給がないように注意する。
- 5) 炊き出しの期間は、市が災害対策本部を設置している期間及びこれに準じるものとして市長が指定する期間とする。なお、災害救助法の適用を受けた場合は、災害発生の日から7日以内（期間延長あり）とする。
- 6) 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は避難所等に限定する。
- 7) 6)以外の施設等への直接の配送は以下のような場合に実施する。
  - ア. 災害により孤立し、食糧調達に困難が予想される地域
  - イ. 病院、社会福祉施設等の傷病人、避難行動要支援者関係の施設
- 8) 市民に対して以下のような対応を要請する。
  - ア. 原則として発災後の2～3日間は、避難所に収容された以外の市民については、市民自身が備蓄している食糧で対応する。
  - イ. 市民相互で助け合う。
- 9) 事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

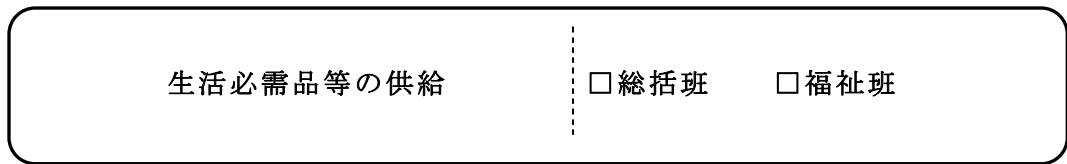
【第Ⅵ編 地震・津波災害応急対策計画】

第2章 第14節 食糧の供給

- 10) 被害の状況によっては、避難生活が長期間にわたることとなる。被災者に対する炊き出しや食糧物資の支給活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織は自ら炊き出しを実施するほか、市が実施する食糧物資の配布活動に協力する。
- 11) あらかじめ災害時における食糧供給計画（輸送に関する計画を含む）を策定し、被災者の食糧の確保と供給に努めるものとし、必要な食糧の確保と供給ができない場合は、協定を締結している市町村広域災害ネットワークや民間事業所、また県や周辺市町村等に対し応援を要請する。

地震・津波災害時における食糧供給対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第11節「食糧供給計画」に準ずる。

## 第15節 生活必需品等の供給



### 【基本方針】

東日本大震災では災害対策本部となる市町村自体が被災し、応急対策機能を一時的に喪失した。このため、備蓄物資並びに全国から続々と寄せられる救援物資が被災者にタイムリーに供給されずに大きな混乱が発生した。

市はこうした災害教訓を踏まえ、被災者に対する寝具、被服、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）に関し、平常時から調達業者等と供給協定を締結しておくとともに、調達業者や調達可能量の把握に努めることによって、災害時における速やかな確保と円滑な配給を期する。

なお、生活必需品等の供給における基本的考え方は以下のとおりとする。

- 1) 生活必需品等の供給は、物資の欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある避難行動要支援者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に実施する。
- 2) 供給当初は、市や県において備蓄されている物資を配布することとするが、落ち着いた段階では協定業者から生活必需物資を調達し配布する。協定業者に依頼する場合、物資の調達だけでなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、市職員による直接的な調達・配送活動は災害対策要員の確保という観点から、緊急または物資の管理上の必要な場合を除いて最小限にとどめる。
- 3) 市民に対して以下のような対応を要請する。
  - ア. 2～3日間は、原則として市民が備蓄している非常持ち出し品で対応する。
  - イ. 市民相互で助け合い、被災程度の小さい自治会は被災が大きい自治会を支援する。
  - ウ. 在宅の避難行動要支援者への生活必需品等の配送等は地域で対応する。
- 4) 事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別・避難所別・世帯別等に配給計画をたてて、自主防災組織やボランティア等の協力を得て迅速かつ正確に実施する。
- 5) 被害の状況によっては、避難生活が長期間にわたることとなる。被災者に対する生活必需品等の支給活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織は市が実施する生活必需品等の配布活動に協力する。
- 6) 救援物資（義援品）の取り扱いについては、一般災害対策：第Ⅳ編第3章第2節第4項「義援金品の受付及び配分等」に準ずる。

地震・津波災害時における生活必需品等の供給対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第12節「生活必需品等供給計画」に準ずる。



## 第16節 住宅の確保

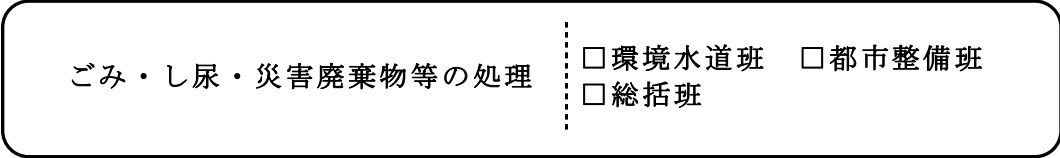


### 【基本方針】

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、県知事または市長が実施する。また、災害救助法を適用した場合には、一時的には市または県等の公共施設等を利用して避難所として収容するほか、県知事または市長は、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。

地震・津波災害時における応急仮設住宅等の供給対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第20節「応急仮設住宅建設等計画」に準ずる。

## 第17節 ごみ・し尿・災害廃棄物等の処理



### 【基本方針】

東日本大震災では、大津波により沿岸部を中心として家屋、構築物が流出または浸水したため、発災後長期にわたりごみ処理や災害廃棄物処理の対応が、継続している状況であり、地域の復旧・復興を大きく妨げる一因となっている。

市は、このような災害教訓を踏まえ被災地域における伝染病の予防、環境の悪化を防止するとともに、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、災害廃棄物処理等必要な体制を早期に確立し、その処理活動を行う。

地震・津波災害時におけるごみやし尿等の処理対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第21節「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」に準ずる。

## 第18節 障害物の除去

障害物の除去

□都市整備班

□総括班

□福祉班

### 【基本方針】

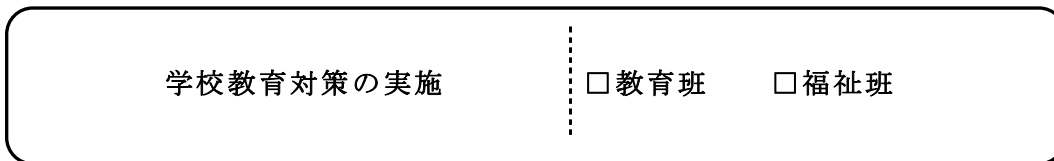
市は、被災者からの要望があった場合に被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、または二次災害を防止するため、災害時応急対策活動応援協力協定締結団体や災害ボランティア等の支援を得て、住家またはその周辺に流入した土石、竹木等の障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路や河川等の障害物の除去を行う。

ただし、民地における障害物の除去は、公的機関による私権侵害にも繋がるおそれがある。このため、市は民地における障害物除去については、基本的にその行為を緊急に行わなければ被災者の人命、身体や財産に著しい被害を増幅させるおそれのある場合または障害物を放置した場合において周辺に二次災害を誘発するおそれがある場合、さらに障害物が周辺の公共施設機能を阻害するおそれがある場合等の要件を満たした場合について、被災者とその詳細を協議調整したうえで実施するものとする。

なお、がけ崩れ、土石流、地すべり並びに河川はん濫や内水はん濫等の浸水等によって、住家または周辺に運ばれた障害物の除去は市が、また道路、河川、港湾等にある障害物の除去は、それぞれ、道路、河川、港湾等の管理者が行う。

地震・津波災害時における障害物の除去対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第18節「障害物除去計画」に準ずる。

## 第19節 学校教育対策の実施



### 【基本方針】

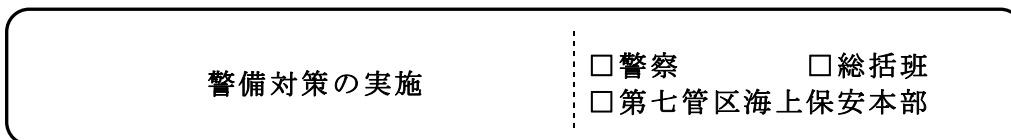
東日本大震災では津波浸水等により、多くの地区避難所（集会所）が被災し、小・中学校、高校等の学校施設が多数の避難者収容と長期避難拠点として大きく寄与した。

しかし、他方で多数の避難者が長期滞在するなかでの教育再開は、施設空間的な制約や教員及び児童・生徒等の心理的な面で大きな課題を残した。

市は、災害の発生時における児童・生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処置等の措置を講ずるとともに、その避難施設としての機能強化を図る。

地震・津波災害時における文教対策は、一般災害対策：第III編第2章第19節「学校教育対策計画」に準ずる。

## 第20節 警備対策の実施



### 【基本方針】

警察及び第七管区海上保安本部は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市や関係防災機関と緊密な連携のもと、各種応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全確保と地域の秩序の維持にあたることとする。

地震・津波災害時における警備対策は、一般災害対策：第III編第2章第7節「公安警備計画」に準ずる。

## 第21節 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施

第1項 一般通信施設・電気施設の応急・復旧対策

- 西日本電信電話（株）
- 九州電力（株）

第2項 上水道・下水道施設の応急・復旧対策

- 環境水道班

### 【基本方針】

通信及び電力事業者は、一般通信施設及び電力施設等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信及び電力供給等の確保を図る。

市は各事業者が実施する災害応急対策について、これらと緊密に連携しつつ情報の共有を図り、市の災害応急対策に資するものとする。

### 第1項 一般通信施設・電気施設の応急・復旧対策

地震・津波災害時における一般通信施設・電気施設に関する対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第22節「一般通信施設・電気施設災害応急対策計画」に準ずる。

### 第2項 上水道・下水道施設の応急・復旧対策

上下水道は、住民の日常生活に大きく関わっており、災害時において上下水道施設の機能が損なわれた場合は、日常生活や浸水対策、衛生対策等の面で都市等の機能に重大な影響を与える。そのため市（“環境水道班”）は、災害時において速やかに応急復旧活動を行い、給水、排水機能の維持、飲料水の確保を図る。

地震・津波災害時における上水道・下水道施設に関する対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第23節「上水道・下水道施設災害応急対策計画」に準ずる。